

平成23年第4回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成23年7月1日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成23年7月1日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 議案第98号、議案第99号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	臼杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	猪股文彦君
19番	川上龍一君	20番	本間千佳子君
22番	根岸勇雄君	23番	近藤和義君
24番	祝優雄君	25番	竹内道廣君
26番	加賀博昭君	27番	佐藤孝君
28番	金光英晴君		

欠席議員（1名）

21番 金子克己君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
教育長	臼杵國男君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	山田富巳夫君
総合政策課	小林泰英君	行政改革課長	清水忠雄君

島推 づ進 り課 長	藤 井	光 君	世界遺産 推進課長	羽 下 三 司 君
財 務 課 長	伊 貝 秀 一 君	地 域 振 興 課 長	羽 計 良 孝 晴 君	
交 通 政 策 課 長	渡 邊 裕 次 君	市 民 生 活 課 長	川 上 達 也 君	
税 務 課 長	田 川 和 信 君	環 境 対 策 課 長	児 玉 龍 司 君	
社 会 福 祉 課 長	山 田 秀 夫 君	高 齢 福 祉 課 長	佐 藤 一 郎 君	
農 林 水 産 課 長	渡 辺 竜 五 君	観 光 商 工 課 長	伊 藤 俊 之 君	
建 設 課 長	石 塚 道 夫 君	上 下 水 道 課 長	和 倉 永 久 君	
学 校 教 育 課 長	山 本 充 彦 君	社 会 教 育 課 長	渡 邊 智 樹 君	
両 津 病 院 管 理 課 長	塚 本 寿 一 君	消 防 課 長	金 子 浩 三 君	
危 機 管 理 主 幹	本 間 聡 君			

事務局職員出席者

事 務 局 長	名 畑 匡 章 君	事 務 局 次 長	村 川 一 博 君
議 事 調 査 係	中 川 雅 史 君	議 事 調 査 係	太 田 一 人 君

平成23年第4回（6月）定例会 一般質問通告表（7月1日）

順	質 問 事 項	質 問 者
1	<p>1 東日本大震災に関連して質す</p> <p>(1) 地震災害について</p> <p>① 避難民の対応など佐渡市はどのような対処をしたか具体的に問う</p> <p>② 市が示している佐渡市災害ハザードマップ並びに計画中の緊急災害情報伝達システムでは万全な機能を果たすことができないと危惧するがどうか</p> <p>③ 佐渡市の災害対策の現状と今後の見直しについて問う。とりわけ、津波防災計画について早急な対応を求める</p> <p>(2) 原子力発電所の崩壊、放射能汚染事故について</p> <p>① 大地震による原子力発電所からの放射能の厳しい汚染実態を受け、市長の原発存廃に対する見解を問う</p> <p>② 対岸の柏崎に原子力発電所が立地する佐渡では、今次と同様の事故がおきた場合どのように対処するか、考えを質す</p> <p>③ 福島原発事故を受けて原発防災計画について見解を質す</p> <p>④ エネルギー政策の転換と市の自然エネルギー政策について問う</p> <p>2 世界農業遺産の認定について</p> <p>世界農業遺産とは、どのような目的を持つものであり、その認定が佐渡の農業の将来にどのような影響をもたらすものであるかを質す</p> <p>3 トキ放鳥と地域共生について</p> <p>(1) 保安林内でのトキの営巣と松くい虫の空中防除に関する住民の陳情の経過を問う</p> <p>(2) 空中散布中止の理由と今後の解決策について質す</p> <p>(3) 島内における放鳥後のトキの行動と地域住民との共生のあり方について問う</p> <p>4 介護保険制度の改正について</p> <p>(1) 来年4月に介護保険制度が改正されるが、どのような内容であるか</p> <p>(2) 改正にあたり、介護を提供する現場が万全に対応できる状況にあるのか</p>	小 杉 邦 男
2	<p>1 佐渡市の就学援助制度について</p> <p>どのように見直されたのか、また更なる改善について</p> <p>2 佐渡市の子ども医療費助成の拡充について</p> <p>佐渡市は、入院・通院の助成は小学校卒業までだが、県内の市町村においては既に中学校卒業まで助成を広げているところがある。せめて入院・通院とも中学校卒業まで助成すべきではないか</p> <p>3 佐渡市の行政改革と地域防災について</p> <p>(1) 行政改革で支所・行政サービスセンター・連絡所などは縮小・廃止する方</p>	中 村 良 夫

順	質 問 事 項	質 問 者
2	<p>向と聞くが、災害時に地域や住民の生命と暮らしが守れるのか 各所は、災害時の命と地域を守る拠点としての機能が発揮されるようになっているのか</p> <p>(2) 佐渡市における消防力の強化等について 災害対策上も、消防力は削減・縮小でなく十分な体制が必要</p>	中 村 良 夫
3	<p>1 震災ボランティア体験を踏まえた考察から、佐渡市の災害対応策を問う</p> <p>(1) 被災者受入れの現状と計画</p> <p>(2) 避難者対象の佐渡一新潟間の無料化は継続すべき</p> <p>(3) 職員の被災地派遣の現況（予算額、活動内容、人数など）と今後の計画</p> <p>(4) 本市の危機管理</p> <p>① 防災計画の修正内容</p> <p>② 緊急通報システムは災害時に十分機能するか</p> <p>③ 避難訓練の実施内容</p> <p>(5) 水産加工場誘致の進捗状況</p> <p>(6) 県環境衛生研究所が進めている湧き水活用の内容と本市の対応</p> <p>(7) 佐渡市の再生可能エネルギー（新エネルギービジョン）の内容</p> <p>2 農業政策における佐渡市の対応を問う</p> <p>(1) ジアス認定のメリットとデメリット</p> <p>(2) 戸別所得補償事業の改善策（昨年度の失策を踏まえて）</p> <p>(3) 中山間地域等直接支払制度（3期対策離島特認）において制度から漏れる農地の面積と割合</p> <p>(4) 環境保全型農業直接支払対策の申請状況</p> <p>(5) 3月11日の地震と5月10日の大雨により藤津川ダム上流の山林が崩落し、大量の土石がダムに流入して、土砂捌けゲートが作動不能となっているが、市の対策を問う</p> <p>3 佐渡テレビエリアでのアナログテレビ視聴はCNS同様に平成27年3月まで可能となったが、市民への周知が不十分ではないか</p> <p>4 交付金制度を活用した佐渡汽船の船舶建造について問う</p> <p>(1) 高速化に対する市長見解</p> <p>(2) 運賃還元の内容</p>	近 藤 和 義

午前10時00分 開議

○議長（金光英晴君） おはようございます。ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（金光英晴君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

小杉邦男君の一般質問を許します。

小杉邦男君。

〔9番 小杉邦男君登壇〕

○9番（小杉邦男君） おはようございます。社民・平和市民連合の小杉邦男でございます。まずは、去る3月11日に発生をいたしました東日本大震災で罹災され亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、いまだ再起を期してご苦労をされている皆様方に衷心よりお見舞いを申し上げます。さて、今回のマグニチュード9.0という超巨大地震は、15メートルと言われる大津波を引き起こし、すべての人家を倒壊、流失させ、2万人余の人命を奪ってしまったのであります。加えて、東京電力の福島第一原子力発電所での水素爆発による放射能汚染という原発大惨事をも引き起こしたのであります。原子力発電は事業発足当初から事故の危険性が指摘されてきたものであります。特に私が所属する政党、社民党は過去一貫して原発の危険性を訴えて、反原発を闘ってきた唯一の政党であります。それゆえ今回の原発事故には、痛恨の思いを強くいたしているところであります。原発には未来はないのであります。特に佐渡市は、海を隔てて対岸で世界最大の柏崎刈羽原発と対峙をいたしており、まさに危険と隣り合わせをいたしているのであります。今こそ原発から脱して、太陽光、風力、地熱、バイオ等の再生可能エネルギーへの転換を急がなければなりません。原発事故後の国民不安の中、原発の安全性が議論されているさなかに海江田経済産業相は停止する玄海原発の早期開発を要請いたしております。このことは、原発事故に苦しむ震災被災者の気持ちを逆なでする背信行為であります。原発なくしては貿易、企業競争に敗れるとの経済至上主義の発想からくる命をないがしろにする行為であり、強く抗議をいたすところであります。以上、原発に対する立場を明らかにし、一般質問に入ります。高野市長の明快な答弁を求めるものであります。

まず、東日本大震災に関連してただしてまいりたい。1つは、地震災害についてであります。非難民の対応など佐渡市はどのような対処をしたか、具体的に問うものであります。

次に、市が示している佐渡市災害ハザードマップ並びに計画中の緊急災害情報伝達システムでは、万全な災害避難機能を果たすことができないと危惧するものであります。いかがでありましょうか、見解を問うものであります。

次に、佐渡市の災害対策の現状と今後の見直しについて問うものであります。とりわけ津波防災計画について緊急な対応が求められると存じますが、いかが考えるところでありますか。

次に、原子力発電所の崩壊、放射能汚染事故に関連して問うものであります。大地震による原子力発電所からの放射能の厳しい汚染実態を受け、市長、あなたは原発の存廃に対してどのような見解をお持ちでありますか、問うものであります。対岸の柏崎に原子力発電所が立地する佐渡では、今次と同様の事故が

起きた場合どのように対処するか考えをたずぬるものであります。福島原発事故を受けて、原発防災解決について市の見解をたずぬるものであります。エネルギー政策の転換と市の自然エネルギー政策について問うところであります。

次に、世界農業遺産の認定について問うものであります。世界農業遺産とはどのような目的を持つものであり、その認定が佐渡の農業の将来にどのような影響をもたらすと考えているかたずぬるものであります。

次に、トキ放鳥と地域の共生について問うものであります。保安林内でのトキの営巣と松くい虫の空中防除に関する住民の陳情があったと聞きますが、経過について問うものであります。空中散布中止の理由と今後の解決策についてたずぬるものであります。島内における放鳥後のトキの行動と地域住民との共生のあり方について問うものであります。

次に、最後に介護保険制度の改正について関連して問うものであります。来年4月に介護保険制度が改正をされるところであります。どのような内容であるのか、そしてその改正に当たってメニューはできませんが、介護を提供する現場が万全に対応できる状況にあるのかどうか、そのこともあわせて問うものであります。

以上、演壇からの第1回目の質問を終わります。あとは質問席で再度質問をいたしたいと存じます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、小杉邦男議員の質問にお答えします。

最初に、東日本大震災についてでございますが、去る3月11日、東北地方から関東地方の広範囲にかけて甚大な被害を及ぼし、特に岩手県から茨城県の沿岸を襲った大津波の被害は目を覆うばかりの惨状を示しました。このことから、市ではスピード感を持って地域防災計画の見直しを行うことといたしました。また、この震災に起因した福島第一原発の事故は一向に収束する気配さえ見えず、社会的な不安を全国民に与えているところであります。柏崎刈羽原発に海を隔ててはいますが、隣接する佐渡市の長として市民の安全と安心の確保をするために二度とこのような事故を起こさないよう、県並びに関係市町村とともに国、事業者に求めていかなければならないと考えております。詳細につきましては、危機管理主幹から説明をさせます。

それから、原子力発電所の問題についてでございますが、佐渡市ではエネルギーの確保や地球温暖化防止への貢献のみならず、豊かな自然環境を生かした環境への取り組み、これを推進するために自然環境と地域経済の調和がとれたエコアイランドに向けての取り組みを、これまたエネルギーの視点から見た佐渡市地域新エネルギービジョンを17年度に策定しております。その中で木質バイオマス、バイオディーゼル燃料、太陽光発電などの先導的な事業と廃棄物関係の利用などの中長期事業に分けて自然エネルギーなどの推進を図っているところでありますが、今回国、県などの補助事業も活用しながら、太陽光発電や木質バイオマス事業などの積極的な導入、特に太陽光発電についてはこれから徐々に今までの取り組みの成果や新しい取り組みが見えてくるというふうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

ジラスとは生物多様性保全への取り組みや農村文化、美しい景観及び伝統芸能の保全を行う集落ぐるみ、地域ぐるみの資産を将来に残すべき資産として認定するF A O、これは国連食糧農業機関であります、

これが認定した2002年から始まったまだ制度としては非常に若い制度でございまして、日本で初めて、先進諸国でも初めてという非常に名誉ある認定を受けたわけでもございまして、これから諸機関との連携を図りながら、特に大学、市民と意見を集約しながら佐渡ジアスプロジェクトアクションプランを策定して、佐渡市の産業、生産物、当面はおけさ柿等の環境ブランド化など、農林水産物の高付加価値化、あるいは米もそうなのですが、米穀店や消費者の皆さんの佐渡での交流や体験への参加につなげていきたいというふうに考えております。極めてこのことによって元気づけられたガイド産業の振興を本格的にスタートさせていきたいというふうに考えております。実は先ほど小笠原と平泉が自然遺産、文化遺産それぞれに認定されました。小笠原の森下村長ともお話をしてお祝いの言葉を言ったときに、ガイドが非常に期待できる産業である。あそこは佐渡より進んでおりまして、既に今回明確に村のガイド登録を始めるというふうにご報告されました。もちろん屋久島は既に登録制度はありまして、これもなかなか今までの既存の事業者との間の調整も難しいですが、これをやりませんと本格的な利用や、あるいはガイド産業のスタンダードというのですか、一つのルールができませんのでぜひやっていきたい。今回、ジアスが認められることによって対外的には非常に名前が上がるのですが、実は我々自身が余り認識していなかった地域の資産、これを外部から認められて、農業をベースにこれがアピールできる非常に大事な資産としてあるということをお互いに認識し合うということも価値があるというふうに思っています。

トキ放鳥と地域、これは議員もご存じのようにいろんなトキと住民の共生のあり方について非常に深刻かつまた大きな問題を我々は投げかけられております。非常に重い問題であります。農林水産課長に説明をさせたいというふうに思います。

6月15日に国会で成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法案は、非常に大事な在宅の24時間対応の問題でございまして。これも対応を高齢福祉課長に説明をさせたいと思っております。

以上でございまして。

○議長（金光英晴君） 補足答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、議員ご質問の東日本大震災に関連した御質問についてご説明申し上げます。

まず、地震災害対策についてでございますが、避難民の対応としまして市では3月17日から避難者の受け入れを開始し、現在はホテル、旅館等の宿泊施設を避難所として借り上げ避難民を受け入れております。このホテル、旅館等の受け入れにつきましては7月31日までで終了し、それ以降の受け入れにつきましては公営住宅あるいは民間アパート、空き家等で受け入れるということでございます。それで、その支援の内容なのですが、従来のホテル、旅館等では1泊3食5,000円で受け入れまして、その5,000円の経費につきましてはすべて市が負担するという形でございます。8月以降の公営住宅、アパート等の受け入れにつきましては、家賃、それから生活費、それから光熱水費等の支援、避難所でありましてすべて市が行うということです。この受け入れにつきましては、今年度末、3月31日までをめどに行っているということです。一方、震災直後から親戚や知人を頼って避難されている方が市内35人おります。この人たちの動向も市はすべて市が把握できる限り把握しておりまして、避難所と同等の支援ということではできませんけれ

ども、いろいろな面で避難者として扱っております。

それから、2点目の災害ハザードマップ及び緊急情報伝達システムの件でございますが、現在佐渡市のホームページでハザードマップをそれぞれ土砂災害のおそれがある地域、浸水、洪水のおそれがある地域、そして津波のおそれがある地域として公表しているところなのですが、現行のハザードマップにつきましては、県の地震被害想定調査に基づいて作成したものでありますので、今回の大震災で起きたような大津波については想定しておりません。今後独自に津波ハザードマップの見直しを行うこととしております。

また、今回の震災では避難指示等の住民への伝達手段として防災行政無線を始めとする伝達システムの重要性が再認識されましたけれども、市は今年度から整備する緊急情報伝達システムにつきましては、戸別受信機を主体とする屋内用のシステムです。しかしながら、防災上の効果をさらに上げるためには屋外の情報伝達の手段を考える必要がありますので、現在プロジェクトチームで外部伝達システムの検討を行っております。

それから、3番目につきましてはこの大震災における津波被害の想定をはるかに超える甚大なものになったことを踏まえまして、従来の津波に対する取り組みを検証しまして、今後の津波対策の検討を行うためプロジェクトチームを設置しております。おおむね2カ月間をめどに津波対策の抜本的な見直しというものを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

松くい虫防除の実施予定区域に3月上旬にトキが営巣、その後抱卵を行いました。その経過で、トキの状況に合わせた無人ヘリ防除の方針について地元住民に2回ほど地元に入りまして説明会を行いました。防除の実施について当面同意を得ることはできませんでした。その中で5月25日に6月の第1週の無人ヘリ防除をお願いしたいという陳情書が集落から上がってまいりました。その内容を検討した上で、佐渡市としては保安林もトキも自然の一部の姿であると、両方保全しなければいけないということ結論づけまして、6月3日にトキの営巣状況に合わせた防除体系としての無人ヘリの手法、樹幹注入、伐倒処理、抵抗性の松の補植等による対策を回答いたしました。6月9日にトキは営巣を放棄いたしましたが、依然ねぐらとしてその松林のほうに、保安林なのですけれども、そこにすみ着いております。

そういう状況の中、6月7日以降また防除をしてほしいというお話はあったのですが、我々としては防除、森を守るための対策は打ちますと、ただし無人ヘリの薬剤をまく形での防除のほうは今の状況の中でいろんな部分で天然記念物に対する安全性が確保できないというところから、6月16日、地域住民へ再説明を実施し、無人ヘリ防除の中止を決定したものです。これは防除を中止するということではございません。あくまでも代替処理によって保安林もしっかり守っていくということを集落のほうにご説明した上でおおむね同意を得たというふうを考えております。今後もトキと共生する保安林という部分をしっかりとくっていくと考えております。

○議長（金光英晴君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 小杉議員のお尋ねにお答えをさせていただきたいと思っております。

介護保険制度の改正内容についてのお尋ねでございました。今回の改正内容についての主な改正点の大

きなもの、市長のほうからもお話ありましたように24時間対応で行います定期巡回・随時対応型訪問介護看護というものと、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を同一の事業所で運営する複合型サービスという2つの地域密着型サービスが新しくできるというものがございます。ほかの改正点につきましても例えば介護予防・日常生活支援総合事業の創設や、次期の介護保険料の急激な上昇を抑制するために県の財政安定化基金の取り崩し、あるいは介護従事者によりますたんの吸引等の点について幾つかありますが、これらが改正内容として盛り込まれているものでございます。

それから、現在の佐渡市の状況でございますが、先ほどお尋ねがありました在宅の関係でございますけれども、5月31日現在の要介護の認定者数でございますが、要支援者が1,003人、要介護者が3,646人ということで合計いたしますと4,649人でございます。そのうちの中で在宅で介護保険サービスを利用している方につきましては、要支援者444人、要介護者2,050人の合計2,494人がいらっしゃいます。このうち新サービスの対象となる方につきましては、要介護者の2,050人が対象ということになるかと思えます。

今後の見通しということでございますが、新サービスを行う事業者の関係でございますけれども、今後調査をしていかなければなりませんけれども、全国の流れを見ておりますと同時に、佐渡市におきましても看護師等のマンパワーが不足をしております。これらを組み合わせて事業を達成するには厳しい状況が予想されるということでございますが、今後とも佐渡市は要介護者の増加、あるいはひとり暮らし高齢者世帯の増加等の中で、在宅で支えるシステムというものが非常に重要になってくるのではないかなと思っております。その中でも今回の改正内容にもありますが、特に医療と連携をとることが必要な計画の中に盛り込むということが一つの課題にされておりますので、そのあたりを関係者と協議をいたしまして、実は今羽茂本郷で医療、介護、福祉のモデル地区ということで実施をしております。その構想の中にこういうものを医療、介護を一体的に市民の方に提供する新サービスとかいうものの仕組みづくりができないかということに関係者で協議をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（金光英晴君） 質問を許します。

小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、地震災害についてまずお聞きをいたします。

先ほども答弁がありました、今までの同僚議員にも答弁があったところでありますが、避難者の関係、受け入れの関係であります。先ほども答弁がありましたが、今後については7月31日までホテルそのほかを利用する。そこから今度は移らなければいかんと。そのあたりの見通しはどのようなふうに見ておりますか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 7月31日でホテル、旅館等の宿泊施設での受け入れを終了しまして、その後市が用意いたしました公営住宅、民間アパート等に移ってもらうということです。現在9世帯21人が既に移っていただいております。今後希望世帯が当初の人数より大幅に大きくなりまして、30世帯を超える希望が今ありますので、順次7月末までにアパート、公営住宅等に移っていただく予定にしております。今後今の時点で30世帯ありますけれども、そちらに移る希望の世帯がふえるということを予測しております。

- 議長（金光英晴君） 小杉邦男君。
- 9番（小杉邦男君） 以前市のほうから広報を通じて、受け入れてくれる方はおりませんかというような格好で呼びかけをいたしましたね。それで、中にはそれに応じて、私のところをどうぞ提供しますと、こういう返事があったところもあります。そういう人からちょっと話が来たのです。私はそういうふうに言いましたが、その後どうなったか何も返事がないと。必要なければ必要ないで、当然礼儀としてそれはすべきであったと思いますが、そのあたりの対応はどういたしましたか。
- 議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。
- 危機管理主幹（本間 聡君） 民泊の受け入れという方の申し込みは相当数ございました。実は市のこの体制をつくる前の段階でしたので、受け付けはしましたけれども、その後の対応、ご連絡し忘れておりますので、その辺の対応はすぐになりたいと思います。
- 議長（金光英晴君） 小杉邦男君。
- 9番（小杉邦男君） では、この後の支援の関係であります、特に生活上の財政支援ですが、今まで市としてどのようなことをされて、今後どのような支援をしていくのか、具体的な世帯当たりの金額等もはっきりさせるのならばひ明示をいただきたい。
- 議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。
- 危機管理主幹（本間 聡君） 現在先ほど申し上げたとおりホテル、旅館等では1泊3食で5,000円という基準に基づいて支援しております。この支援につきましては全額市が負担しております。今後につきましても公営住宅、アパート等につきましては避難所として市が借り上げるものですので、当然生活支援についても行っておきます。光熱水費の支援、それから食費、これは救助法の基準に基づいた支援でございますけれども、これは基準額が決まっております。それから、家電製品の貸与等も入るときには既に行っております。すべて救助法に基づいた支援を行うということで、今のところ3月31日まで継続するということです。
- 議長（金光英晴君） 小杉邦男君。
- 9番（小杉邦男君） それでは、過去に佐渡では地震が相当あったところであり、古文書等でも記録されていて、近いところでは新潟地震等も新しいところではありますが、そのあたりに対してやはりきちんとした教訓を災害対策で基礎的な認識として学ぶ必要がある。そのあたりについてはどのように考えておるかお聞かせを願いたい。
- 議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。
- 危機管理主幹（本間 聡君） 議員おっしゃるとおり、過去佐渡には大きな津波を伴った地震災害が起きております。その辺のところもできる限り文献にある部分については調べて、プロジェクトチームで今後の津波対策についての参考資料としていきたいと考えております。
- 議長（金光英晴君） 小杉邦男君。
- 9番（小杉邦男君） 恐らくこれから調べるといことありますが、北鶴島、願と全戸津波に遭ったというのがあったりしますし、260村中161村で被害を受けて191名が亡くなったと、これは200年前であります、こういうようなものもあります。それから、近いところでは39年にありました新潟地震、これはこの前も答弁ありましたが、これが一番近時のものでありますし、大きな被害も結構あったのだというふう

に思いますが、これは被害実態としてどういうことでありましたか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 新潟地震のときには、夷を中心としまして400戸程度の浸水があったということでございます。その後津波といたしましては、日本海中部、秋田県沖の地震のときにやはりこれも両津なのですけれども、鷺崎方面で船舶被害があったということが調べてわかっております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、平成20年3月に県が作成をした津波浸水想定図、これは今ありますが、県周辺の津波についてどのようにこれを想定しておりますか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 議員今おっしゃられました平成20年の想定ということですが、この地震想定につきましては佐渡北方沖地震、これマグニチュード7.8、それから粟島付近の地震、これがマグニチュード7.5、それから新潟県南西沖地震、これがマグニチュード7.7、この3つの地震を基本にして県は津波ハザードマップをつくっております。現行の市の津波ハザードマップはこれに基づきまして島内の被害状況をあらわしたものです。これは全県下沿岸部すべて津波の想定がされておまして、0.5メートルから平均して3から4メートル、多いところで7メートルの津波が来るという想定でございます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 集中して危機管理主幹に聞かなければいけません、県が今のような想定をして、21年に佐渡市は津波ハザードマップを作成しているわけです。ところが、これが多くの市民はほとんど知らない。ないだろうかと。紙はないのでありまして、インターネットを見てくれと、こういうふうになっているところです。これは、きちんとペーパーで市民に知らせる必要があると、こう思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 現行のハザードマップ、確かにホームページのみで紙ベースができない状況になっております。これも見直しの対象にしまして、今プロジェクトチームでハザードマップを見直しかけておりますけれども、これにつきましては紙ベースでお示しするような形をとりたいと考えております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 佐渡市の遅れを問うようなことで恐縮ですが、危機管理主幹どうですか。先ほど危機管理主幹が言われた想定する3地震、これについてこれは新潟日報の報道であります、新潟市、長岡市、上越市、粟島浦村等々で海岸に面する12市町村のうち、今申し上げたところでは被害予測をしているわけです。新聞にも上がっているわけですが、これは当然佐渡は海岸線を長く持つわけですから、同様の想定をしてどのような被害かシミュレーションは当然してしかるべき。これはなぜ佐渡はやらなかったのですか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 議員おっしゃられたとおり、県では各地震において建物想定被害という部分で戸数を表示しております。しかしながら、これは概算での表示でございますので、個々各市町村ごと

に個別に表示はしてありますけれども、どこの地区がどういう形で壊れるということまで具体的には示されておられません。それで、我々としても浸水区域と戸数との整合性がちょっと図れない状況ですので、ちょっと現行のハザードマップはどこが浸水して何戸の浸水戸数があるのかということまでは表現できなかったというのが事実でございます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、その他の今申し上げたところできちんと何戸、何戸、例えば長岡であれば1,200、新潟市では3,000というような格好で、恐らく大枠だと思いますが、予測であります、こういう格好で出ているのです。今危機管理主幹が言うような理屈に立ったらここも同様で出ませんということになりかねぬと思います。これを出しているというのは、佐渡が出せないということではないと思いますが、そのあたりはやはり予測をして住民に喚起をする、そういう要素につながるのではないですか。いかがですか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 当然どこの地区が何戸浸水するかと、これらは地震想定倒壊戸数というのはなかなか我々の手では難しいと思いますけれども、津波ハザードマップ上で何戸浸水するかという部分につきましてはちょっと検討課題とさせていただきたいと思います。非常に難しい部分もございまして、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、平成18年に佐渡市が作成した災害ハザードマップ、これに関連してお聞きをしたいのです。土砂災害危険区域、浸水区域などの危険区域が示された避難場所がわかるよう作成したと言われるハザードマップがあります。私が今手元にあるのは佐和田の地区の中心市街地のものであります。この中には、地震への警戒と対応地域、避難場所がそれぞれ示されているのです。それへ津波への警戒と対応も示されています。このマップで地震、津波に対応するものだと考えられますか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 議員お手持ちのマップについては、あくまでも津波想定段階では、例えば10メートルの津波が来たときにどこまで浸水するかという海拔方式をとっております。そのマップには10メートルと20メートルの浸水区域が示されております。非常に地震の津波の際に住民に警鐘を促す意味では、そういうマップも非常に大切なのではないかと考えております。今回のハザードマップもそういう形式にいたしたいと考えております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） しかし、現実問題として大きな津波が来た場合には、このマップを前提に避難をされたら恐らくこれはみんなが津波に巻き込まれると、こういう心配がされると思います。これは見てもらえばわかる。ずっと平地の市街地の施設を全部明示しているわけです。そこは、これに従って皆さんが避難行動を起こしたら大津波の場合には皆さん巻き込まれるということになるということだと思います。これは今後当然見直す必要がありますが、いかがですか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 現在プロジェクトチームで検討しているというのは、今回の想定外の津波

の場合どうするかと。従来の科学的根拠で作成されたハザードマップというのは現行のハザードマップでございませぬ。これは、県の調査の結果に基づきまして作成されたものです。しかしながら、今回その部分とは違って、それを超える津波が起きた場合を想定しましてハザードマップの見直しをかけたいたと考えております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、地震、津波に対する今後の対応についてちょっと聞きますが、1つは津波による危険区域の拡大、避難所の追加等の津波防災計画を見直す方向としていますが、先ほど答弁があったかも知れませんが、これは今後いつごろまでにこのことを実行いたしますか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 津波対策の見直しにつきましては、おおむね2カ月を目途に今検討をし始めておるところです。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 5月27日に県の津波対策検討委員会、こういう会議が開催され、さらには中央では防災会議が5月28日に開催された、このように新聞報道等で承知をいたしておりますが、この中でインフラ整備基準、防潮堤や防波堤、防潮林等について議論がされたと思っておりますが、現状をどのように考えておりますか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 国の中央防災会では津波の専門委員会をつくって検討しているということですが、詳細の資料が来ておりませぬので、その辺は申しわけございませぬ、お答えすることができません。県の津波対策検討委員会では、5月27日、初回の検討をいたしましたけれども、ハード面につきましては県のほうから現在津波対策というよりは高潮対策のハード面として施設整備を行っているという説明がございました。それで、具体的な議論につきましては、今後今月末にまた第2回の検討委員会が開催されますけれども、今後今年度いっぱい結論を出すという形で検討委員会は開催されています。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 津波対策で有効対策と言われている避難ビル、新潟市では既に5つのホテルを避難ホテルとして指定をしている。糸魚川では公共施設67カ所に、これは今度はこの前も答弁でもあったけれども、海拔表示をして避難住民が高さを判断できると、こういうようないろいろな対策はされているようですが、佐渡についても当然そういうことは今後考えなければいかんと思っておりますが、どのように考えておりますか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 津波ビルにつきましては、端的に申し上げますと両津、夷、湊地区のような避難場所といいますか、高台から遠い地区とかにつきましては垂直避難といいますか、避難ビルを選定してそこに避難してもらおうというのも当然早急に検討しなければならない部分であると思っております。

それから、もう一点の海拔表示につきましては、昨日ご説明したとおり広域避難所80カ所、これは早急に行うべく準備をしたいと思っております。それから、そのほかの地域全域を表示するというのも不可能でございますので、ハザードマップに海拔表示を入れていくような方向で今検討しております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 国交省が6月21日、これも新聞報道であります、津波浸水区域、条件は海岸線からの距離が10キロ以内で標高30メートル以下の地域に人口の35%が居住すると、こういうことがあります。そして、新潟県としてはその地域の広さが1,485平方キロメートル、居住する人口が118万6,231人、こういうふうに言われております。これは新潟県全体であります、やっぱり佐渡市もそういう避難対策、そのほかの基礎資料としてこういう調査は必要ではありませんか。もっとこれからやる必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 当然そう考えております。津波対策にはこのことは大切だと考えております。また、国交省から資料等寄せられたらその部分も参考として見直しを図っていきたいと考えております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、地震、津波の関係はこのぐらいにして、一番問題である原発について関連して質問いたしたいと思います。

佐渡市は、先ほど申し上げたように50キロ圏内に世界一の出力を持つ柏崎刈羽の原発があるところですが、現行の原発事故対策ではどのようになっているのかお聞かせを願いたい。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 現行原発事故に対する対策といいますと、市では独自のものは持っておりません。県の地域防災計画の原発対策にゆだねているというのが実情でございます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） これは今後重要なことだと私は思うのですが、現行の放射能の監視体制について市民に周知をする体制をつくっていく必要があると思っています。具体的に聞きますが、過般の同僚議員との議論の中にもあったようにモニタリングポスト、これについてはどうなっているか、一応お聞きしましたが、改めてお聞きをいたしたい。それから、幾つかについてお聞きしますが、野菜や魚類、これも答弁があったかもわかりません。汚泥、それから学校現場でのモニタリングについて、やっぱり市民の安全度のためにやる必要があると、こう思いますが、いかがでございますか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 私のほうからモニタリングポストの設置箇所についてご説明申し上げます。

県内の常時のモニタリングポストは、原子力発電に関する部分については刈羽村と柏崎市に2カ所設置してあります。これは常時です。今回の東日本大震災を受けまして、その他新潟市、長岡市、上越市等6カ所、これは魚沼も入っていますが、新たに福島原発対策としてモニタリングポストが設置されております。なお、佐渡市では環境省のモニタリングポストが関岬に1カ所ございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

野菜と魚類の放射能の調査においてなのですけれども、野菜に関しましては5月の頭より佐渡においてはコマツナを週1回程度なのですけれども、定期的に放射能調査をしております。結果としては、今のところ野菜から出ていることではございません。魚類につきましては、4月26日だったと思いますが、採取されたサザエから合わせて0.73ベクレル程度だったと覚えておりますが、放射能が出ました。安全としては500ベクレルということになっております。その中で同時に行われたワカメについては検出されませんでした。そういう状況の中、県と協議をしましたが、今後柏崎原発の関係で調査を行うときにあわせて水産物については調査を行うという報告を県から受けております。

○議長（金光英晴君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 上下水道課からご報告申し上げます。

水道水につきましては、4月から新保川から取水しています柱山、丸ツブリ浄水場で週1回放射性物質の検査を行っております。現在も行っておりますが、放射性ヨウ素及び放射性セシウムについては検出されておられません。あと浄水場の汚泥の検査でございますが、久知川の処理場で検査をしております。これについても放射性物質については検出ございません。放射線につきましては、0.05マイクロシーベルトということで問題ございません。下水処理場の汚泥につきましては、国府川の処理場で検査をしておりますが、これも0.045ということで支障はございません。

以上です。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） 学校における測定結果を報告します。

県のほうで5月12日に県内30市町村の学校で放射能の測定を実施しました。その結果、佐渡については金井の中学校で測定しました。その結果は通常の測定範囲内で、健康には影響のないレベルであるというふうに報告がありました。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 後ほどまとめて市長に聞きたいと思いますが、柏崎刈羽の原発の対応のほかに今先ほどの説明のように避難者が見えているわけで、その人たちのためのスクリーニング箇所は必要だというふうに思いますが、現実には新潟市、長岡市、上越市、新発田市ではそういう場所を設置して避難者に対するスクリーニングを行っている、こう聞いておりますが、佐渡も今来ている人たち、もちろん柏崎刈羽の原発の対応のためにも、将来の危機に対する対応も必要だというふうに思いますが、どのように考えますか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 現在スクリーニングの設置は佐渡市では行っておりません。県内で佐渡市に入ってくる避難者の方、新潟のほうで受けてくることを前提に入らせていただいておりますので設けておりませんが、今後については必要に応じてこれは設置する必要性は感じております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 参考までに申し上げますと、長岡市では各所に配備の方針だと。見附では全小中学校に放射能測定器を配置をすると、こういうようなことも進んだところでは積極的に考えている。やはり参考にして対応していく必要があるだろうと、このように申し上げたいと思います。

それから、続いて今方々の市で独自の規定値設定や市独自の監視体制を強くしております。川口市では0.31マイクロシーベルトの独自基準をつくったり、それから独自監視体制を東京都は100カ所に設けたり、千葉では20カ所に独自調査をすると、こういうようなことが積極的に行われている状態であります。市長、いかがですか。今の話のようにほとんど、これは事故がなかったからよかったわけですが、今まではそういうことに対する危機感はなかったわけですが、これからは進んだ自治体はその所在する市の住民なり、特に子供に対して手厚く監視をしていく必要があるという、こういう努力をしているところです。佐渡市としても当然力を入れる必要がありますが、市長にお聞きをしたい。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今までは確かにどこもそうだと思うのですが、ほとんどやっておきませんでした。環境省のモニタリングポストが1つあるだけで、あれは向きが違うということで、言い方がおかしいのですが、大陸のほうを向いていたということでもあります。我々も今のところは実は県にも申し上げたのですが、全体の流れからして佐渡は問題ないだろうということをやっていたのですが、それはそれなりにいろいろなところでそういうふうになると市民の皆さん方も不安になるということもあることで、実は計測器の申し入れをもちろんしているわけでごさいます、今後も比較的佐渡はいいだろうということですが、そうも言えないので順次設置をして計測もしていきたい。ただ、余り素人が計測して計測の仕方を間違える、あるいは発表の仕方によってはかえって不安を増すということもありますので、客観的な計測の仕方の判断の基準を県を中心にしながら一緒になってやっていくということがよろしいのではないかと考えております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） ぜひ努力をお願いいたしたいと思いますが、それから福島第一原発の事故を受けて原発立地の自治体以外でも近隣市町村から原子力安全協定、これを求める動きが相次いでおりますが、市長どうですか。目の前に柏崎刈羽の原発があります。今までのような格好ではなくて、これはいざ急の場合には大変な被害を受けるわけでありまして、佐渡市としても原子力安全協定を求めるような、そういう考え方はありませんか。安全協定、これは設置自治体との今までやってきたということでありまして、それではもうこうなっているからいかんというのが今の動きで。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然安全協定といいましても、こちらの知識が全くない状態で協定だけ結べばいいのかということになってくるわけなのですが、これも現在50キロ範囲内に災害計画を県が枠を広げました。その中に佐渡もわずかですけれどもひっかかるわけでごさいます、そういう場で県の原子力に対する、かなり新潟県は柏崎を抱えているということで研究も進んでいるようでごさいます。前の環境にいた大川君は、私どものところから戻ってすぐ原子力関係の部署、今環境に変わりましたけれども、そういうことも含めてできるだけ正確な知識のもとにそういう作業が必要であれば積極的にやっていくという形にしたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 今従来8キロから10キロと言われているEPZといわれる、これは原発の防災の重点地域というところではありますが、これが県の考えでも50キロに拡大をしようと、こういう意向も議論さ

れているようであります。そうしますと19市町村の中へ佐渡市が入ることになります。この拡大するという県の方向に市長、あなたはどうか考えますか。当然賛同して進めていただけると私は思いますが、いかがでございますか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この件につきましては、実際50キロの中に入るわけでありまして、積極的に県とのかかわりを深くしてこの問題にかかわっていきたい、勉強していきたいと思っています。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） そこで、停止している原子力発電所で、稼働している原子力発電所のほうが少ないのです。休止中のものが多いと。このくらいある面ではコントロールが難しい、そういう発電所だと。もちろん定期検査もありますが、ものであります。したがって、この再稼働について安全宣言というようなことを先ほど私批判しておりますが、しかし新潟県の泉田知事は俗な言葉ではばかなこと言うなど、今安全審査の議論中ではないかと、こういうふう立腹をいたしております。県の技術委員会の見解も同様であります。市長、いかがですか。この再稼働に対する考え方、市長の見解をお聞きをいたしたい。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 先ほどもちょっと申し上げたのですが、原子力発電力の知識について先ほど申し上げたように50キロ以内ということで、我々も真剣にもう一度知識を得ようとしているところでございます。安全か安全でないかということも含めて、我々の知識がもっと必要ではないか。単なる不安だけで物事を決めることができれば本当は一番楽なのですが、そういうふうにもいかないと思います。真剣に研究させていただいて、その後自分の考え方を述べさせていただくということにしたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 参考までに新聞報道ですが、ごらんになっていると思いますが、そのときの泉田知事の発言はこういうことでありました。「原発の安全性について、大臣談話は論評に値する内容は何も含まれていない」と、こういうふう怒ったわけで、それから県の技術委員会の鈴木という座長は「安全対策はきちんと議論すべき、そこに電力の需給を持ち込むのは非常に心外である。今安全を中心に考えるべきだ」と、こういう発言をそれぞれいたしているところであります。ぜひそういう認識に立った面で見方をしていただきたいと、こう思うところであります。それでは、これにかわる対策が要るわけでありまして。再生可能な自然エネルギー政策への転換と、今度は市の取り組みについてお聞きをいたしたい。まずは、先ほどの新聞報道でもありますが、世論調査、アンケートで原発に対して実施をされておりますが、その調査結果でお伺いをしますが、どうですか。これは重大なことではあります、その結果について承知しておったらパーセンテージを教えてください。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 申しわけございません。手元にちょっと資料がございませんので、コメントはご勘弁願いたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 私がかわって答弁することになります、これは廃炉推進賛成、やめなさいというのが82%です。そして、新規増設反対というのが67%、こういうアンケートであります。これが今の国民

の原発に対する認識であります。それから、原子力に依存しない社会づくり、県の復興ビジョン検討委員会の基本方針が出ておりますが、どういうことだと。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 福島県の復興ビジョンの基本理念ということですが、ちょっと申し上げたいと思います。オール福島による復興、ふるさとへの帰還の実現、活力の早急な回復と飛躍、安全・安心で持続可能な新たな社会、原子力災害による影響、不安の払拭、以上5点でございます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） そういう提言がされているということでありまして。原発立地の近隣の県、市で続々と脱原発に向けた方針が掲げられております。新潟市の篠田市長も6月22日に国交省や内閣府に提出した国に対するエネルギーの転換に盛り込んだ提言は、これは新聞報道にされているのだと思いますが、どういふものであったと承知しておりますか。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

今ほどの新潟市長が6月22日、国交省や内閣府に提出した国に対しエネルギーの転換を盛り込んだ提言についてでございますけれども、申しわけございません、熟知してございません。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、これは私が答えるのは変なのですが、ぜひ課長の口から聞きたいので。それでは、県内の自治体が今エネルギーに取り組んでおります。自然エネルギー。実態についてどのように把握しておりますか。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） それでは、お答えいたします。

県内の新エネルギー等の導入に対する支援状況でございますけれども、太陽光等での自然エネルギーの発電につきましては13市1町、そして太陽熱利用につきましては7市、そしてバイオマスの熱利用については5市が今現在取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 市自らが設置をして発電をしていると、そういう事業については承知をしておりますか。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

現在市、行政自らの部分については、今資料をちょっと持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、私が承知している情報ですとこういうことです。新発田市で紫雲寺風力発電、欧州製のものが4基、それから上越市で風車が4基、胎内市で来春から風車を10基入れると、こういうふうに聞いている。県でメガソーラー発電所が2基、こういう実態にあるというふうに私のほうで情

報収集して承知をいたしております。後でぜひ確認をして、その取り組みを学んでもらいたいと、このように申し上げたいと思います。

それから、県は7月中旬から太陽光発電のモデル事業者を公募いたしております。8月下旬から一般家庭からの申し込みを受け付けて初期費用を軽減すると、こういう政策を推進するというにしておりますが、市長どうですか。県はこのように踏み込んだ政策を実施しようとしている。佐渡市でも今やっていることも確かでありますが、さらに自然エネルギー拡大策について、やはり助成を含めて努力をする方向を出すべきだと思いますが、市長いかがですか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 少なくとも炭酸ガスを少なくする、つまり化石燃料を少なくするとか自然エネルギーを利用しようとするスタンスは県より佐渡市のほうがずっと進んでいると私は思っています。計画を言うだけではなかなかうまくいきませんで、具体的に島で本当にできるのかどうかということも含めてやろうとしておりますので、たまたま環境対策課長は資料をちょっと用意していなかっただけで十分わかっています。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 今市長の答弁のように、新潟県は遅れているのです。新潟県は全国レベルで40番です。ですから、非常に遅れているのです。ですから、改めて県は始めようかということを出したと言っただけでよろしいと思います。ぜひ佐渡市も続いて、さらに積極的に新エネルギー拡大に努めてもらいたい。

それで、最後に市長に聞きたいのですが、このように今の議論のように安全でクリーンだという原子力発電の神話はこれで失墜したのだと私は思います。原発は今では最も危険で、そしてよく言われるダーティーな汚い発電だというふうに言われるようになってしまいました。私なんかは、そのことをずっと訴えてきたところであります。市長、今の時点でこの原発惨事を見て、特に柏崎刈羽の原発に対応すると、こういう立場に立って島民の命と財産を守る、そのために方策というか、方向について市長の考えをお聞きをしたい。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今議員がおっしゃられたようにイメージは地に落ちたというか、せっかく今までやってこられた国主導の政策が全くここで足元から揺るがされてしまったということは、東電の罪は非常に重いというふうに私は思います。今まで私は原発は日本にとっては次善の策としては必要だというふうに思っていました。しかしながら、佐渡ではもちろんなかったわけでありまして。しかし、例えば東北電力の電力料金を考えるときに、佐渡と本土の電力料金は同じです。ガソリンは違っても同じエネルギーであっても違うわけです。ということは、我々も原子力エネルギーの価格低廉化に寄与したその恩恵を十分受けているわけです。残念なのは、そのイメージが落ちた放射能に対する恐れです。ところが、もともと地球ができたり太陽ができたりする過程では核融合であり核分裂でありというのは常在行われてきたことで、我々も長い年月それに耐えてきて生物が生きてきたわけなので、弱ければそんなに恐ろしいことではない。しかし、我々はそれは人間がつくったことによって大きなミスが起きるのではないかということで反対してきたわけです。

さて、今度現在の電力事業について考えてみますと、実は日本の電気エネルギーの3分の1のシェアを

占めている。今東京へ皆さん方おいでになられたことあるかと思うのですが、エスカレーターは動かない、もちろん暑い、電車は間引きする。そこまではいいのです。それでももしかするとあと五、六%でピーク時には電源がストップする可能性があるという非常に危機感いっぱいの状況です。我々は、では病院に入っておられたり、施設に入っておられてチューブがつながって電気だけで生きている方々が何十万人おられるかということ考えたときに、この危機はどんなこといったってすぐ原発停止で済むかというところを恐らくそうはいかない。佐渡は問題ありませんけれども、ほかではそうはいかない。例えばヨーロッパでドイツとイタリアが今度原発を廃止することに国民の意思が統一されました。しかし、あれはフランスがあるからなのです。フランスは、80%以上を原発に頼り、それを輸出しているわけです。ですから、あの狭いヨーロッパで結果としては同じようなことをやっているわけなので、これは日本とは違うのではないかと思います。これは概論とか評論家の言い分で、我々にしてみればそばで50キロ以内でそういう原発があるのはできるだけ早くやめてもらいたいと思うのは当然でありまして、それは先ほど申し上げたように我々もできるだけスムーズに、しかし人の命をあやめない範囲で循環型エネルギー、自然エネルギーにかえてもらう、そういう主張はし続けていきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、この問題の最後にちょっと教育長にお聞きをしたいのですが、文科省は原子力を含むエネルギー教育としての教育支援事業交付金という、こういう制度を持っておりますが、利用実態があるかどうか。それから、あと1点は原子力に関する副読本、こういうものがあるそうであります。私は見たことないのですが、内容は聞きました。これは、現在の状況に照らすと非常にある面では内容的に罪が深いと、子供に対する問題、こういう思いが強くいましておりますが、そのあたりの現場での扱いについてお伺いします。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えをいたします。

1番目の文科省による原子力を含むエネルギー教育としての教育支援事業交付金ということですが、多分これについては独立行政法人等を通して話があるものと思います。教育委員会にそういう話がないということは島内では利用実態はないというふうに考えております。

続きまして、原子力に関する副読本ということですが、東北電力のほうで作成した電気エネルギーブックというものが東北電力管内の学校に各1部か2部配付されているというふうに聞いております。その内容につきましては、発電の種類、火力、水力、風力、原子力等、その発電方法等について書かれている本でございます。漫画的な内容で書かれております。それで、原子力発電については小さな力で大きなエネルギーが得られる、CO₂の発生が少ないというようなことが書かれているだけで、安全性については別に書いてありません。学校の教科書等についても電力と発電方法等に教科書のほうで書かれておりますが、「原子力発電につきましては、使用済み燃料の処分や放射能の安全性をめぐる課題を抱えています」というふうな文言になっております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 今のこういう状況でありますから、私はすべての子供に配布をされておるのだと、

こういうふうを考えておりましたが、そうでないようであります。ですが、読本によると今一番問題になっている原子力の一番しっかりした五重の扉があるという構造、がっちり固めておって絶対安全だと、そのことを強く主張するような格好で安全ですと、こういうふうに言われているということがありますから、もしそういうことであればこれは子供の誤解を解くためにもそれは回収すべきだと、こういうふうに申し上げたいところであります。今の内容を聞くとそういう内容だということではありますが、私が申し上げたことに触れるような内容であったらこれは回収すべきだと考えます。教育長、どうですか。

○議長（金光英晴君） 白杵教育長。

○教育長（白杵國男君） 今ほど課長お話ししましたとおり、その内容に触れていないということですので、別に問題は今のところないと、このように思います。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 余り時間ありませんが、それではトキ放鳥の関係で先ほど市長答弁がありました。関連して市長、課長にお伺いしたい。まず、農水省、国交省、環境省、これが示したトキ保護増殖事業計画というのがあります。この事業内容はどういうことになっていますか。承知しておりますか。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

2015年までに小佐渡東部に60羽のトキの定着を目指すというものが事業の骨幹になっているというふう考えております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それは恐らく飛ばす計画だと思いますので、生息環境の整備ということについてはどういう計画をいたしておりますか。私が持つ資料と同じものをお持ちでありますか。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） 生息環境の整備につきましては、基本的には小佐渡東部を中心にトキの生息のためのビオトープ等をつくっていくということと、人とトキの共生ルールということで人とトキが共生する社会をつくっていくということが大きくうたわれているというふう考えております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 課長、この3省が並べて出ている計画というのは、今課長が答弁したことも含まれるが、生息環境の整備ということできちんと1項目挙げて明確にこういうことが必要ですというふううたっているのです。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） 済みません、ちょっと手持ちにその資料を持ち合わせていないので……事業計画第3、事業内容の2になります。生息環境の整備ということで、本種トキでございますが、自然状態で安定して存続するためには営巣木として利用されるアカマツ、コナラ等の大木やえさとなる生物を含めた本市を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要であるとうたわれております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） これが3省が協議をしてつくり上げた計画であります。したがって、今私はトキと共生すると言っているわけですが、これは市長に聞かなければいかんね。いわゆる共生というのはどうい

う考え方であるのか。今のようなトキの生息環境をつくってあげる。トキがどんどん放たれる。その後のトキと人間の共生というのはどういう考え方に立ったらいいのか、市長はどのようにお考えですか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 共生というのは、具体的な形で出てきているのは今回の件、私は今回の件は典型的な例だろうと思って、それはこういうこともあるだろうと思っておりました。もちろんどういふふうにそれを解決するかの想定はしていませんでしたが、やはり守ろうとする住民との考え方をすり合わせながら妥協し、落ちつくところへ落ちつくということではないかと思っています。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 基本的には私もそれに賛成なわけですが、今の現状はトキが聖域化されて神格化されているような格好の扱いと、これはトキにとっても不幸なことだと私は思います。したがって、人間と自然界が共存するような格好で、やはりトキはトキで特に後ほどふれますが、こういう格好である面では地域住民とバッティングする場合には、おい、おまえさんそっちへ行けやというような話もやっぱりやっていくというようなルールが私は要るのではないかと、そのことこそ共生だと、トキはそのことを学ぶ必要があるのではないですかという思いが私はいたしております。そこで、トキ野生の持続的な再生計画の社会的な手続というようなことでまたこれは課長に聞かなければなのですが、九州大学の大学院、工学研究室の教授の鳥屋さんたちのグループが社会的な手続ということでトキとうまくやっていく、そういう方策を提言しているものがあります。トキの野生復帰のための持続的な自然再生計画の立案とその社会的な手続についてという論文の中にあるものであります。これはあるべき姿と私は思いますが、課長は見たことありますか。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

鳥屋先生のもものは今見たことはありません。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 数年前から環境省の予算で共同研究をやっておられる東工大、九州大がやっていて、いろんな先生方がその中から論文を書いておられまして、具体的に社会的な妥協学というのはおかしいのですが、地域とどういふふうに共生していくかということは共生学については桑子先生がやっておられまして、今も加茂湖へ入っておられます。そういう方々のグループだと私は思っています。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 今の市長答弁のようなことなのです。利害関係者、これを何かステークホルダーというのだそうですが、合意形成を重視してあらゆる事象を規定した共生ルールづくりが必要であると、こういう提言なのです。それは、私が先ほど申し上げたことなのです。神格化してトキが来たらトキ様でどうにもならぬという話ではなくて、トキと共生をしてトキにもそのことをある面では変な言い方だけれども、教育をするという、そういう共生のあり方に変えていく必要があるのではないかと、こういうことだと私は思います。課長はどう考えますか。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えします。

このトキとの共生につきましては、放鳥直後からこういうお話をいただいている部分もございます。その中でトキとの共生ルール、主に4つあります。その4つの一つが優しく静かに見守りましょう、トキにえづけをしないようにしましょう、観察するときは地域に迷惑をかけないようにしましょうと、繁殖期間はトキの巣に近づかないようにしましょうと。これにつきましては非常にシンプルなものなのですが、実は今世界的にトキといいますか、野生種の放鳥の中で全くえづけをしない野生復帰の取り組みというのは非常に少のうございます。そういう部分で非常に高い評価もあるのですが、その中で1つ大きな点としまして農林水産業に従事されている方につきましては田んぼ等でトキがいても作業をしてくださいという形でお話をしております。その中で今回の森につきましては農薬の使用というものがありました関係で防除自体を中止ということになりましたが、基本的には農林業に従事している方は普通に農林業の作業をしてくださいという形でのチラシのほうを出しております。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） やはりきれいな答弁ですが、もうちょっとトキと共生するには泥臭さが今後は要るだろうと、私はこのように思っています。それで、本題に入りますが、余り時間ありませんが、こういう問題がこれから起きてくるわけです。先ほどの松林防風林の関係であります、いろいろ先ほどのまさにステーキホルダーであります地域の人たちの話し合いで一定の解決を見たというのは承知をいたしております。そこで、従来空中散布をやったものができませんということだったわけですが、私はその中でこれはある面で行政がよく使う手でありますけれども、法律条文をとらまえてこれだからやらないのだと突きつけて感情的に反発されたことがあります、あなた方が出した防風林、森林防虫害防除法の第7条の1項の規定、これはとめるために持ち出した出し方は、私は誤っていると思います。これをとやかく言いません。結果まとまったわけで、ですがこれは誤っていると思います。法律を盾にそのことをやってはいけませんと私は思います。法律は最低の基準であり、合意を求める立場にある中でこんなことをやってはいかと、こう思いますが、どういう認識ですか。課長が答弁するか、どっちが答弁する。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 最初の話し合いのときに出された書類だろうと思いますが、私はその文面を詳細に見ておりませんが、でも今言ったように社会的合意を得る前提として極めて稚拙なやり方だろうと思います。お互いに話し合いをするのにそういうことだと思えます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 私は課長に申し上げておきたい。今の件は、これはだめですよという排除するのではなくて、むしろそういう状況を具体的に見て解決する方向を探りなさいというのがこの法律の条文なのです。よく読んでください。ですから、あなた方は何か綱はないかといって泡食って綱づくりをしたけれども、その綱はそういう意味ではないのです。ぜひそのように認識を改めていただきたい。そこで、解決策は聞いておりますが、ですが変な言い方ですが、注射をやるでしょう。注射は恐らく金もかかるのだと私は思います。ですから、あの地区の人が毎年5町歩のところをずっとやってもらっていたわけでしょう。そして、やって防除ができておったわけです。それを今度はトキ様がおってだめだというものだから、それができなくなって代替案としてやむを得ぬと、注射で解決しようということになったのですが、これはどうですか。これはそういう経緯があったのであれば、急いで金のことは言わんとまでは言いませんが、

金は使ってもその人たちにやっぱりこたえて防除をしていく必要があると思いますが、いかがですか。これは市長が答弁したほうがいいでしょう。値段も聞いておらぬからわからぬけれども。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 詳細はわかりませんが、議員がおっしゃるように社会的合意ができていなかったということからスタートしてぶつかり合ったので、よく理解して説明をし、どっちが正しいとかどっちが悪いというわけではないので、話し合いをゆっくりしなさいというふうに指示した結果、おおむねの同意が得られたということであれば皆さん方に、両方あるわけです。トキを守れという人と、いや、森を守れという人、その中の調整するというところで課長たちに指示しておりますので、よろしく願います。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 改めて市長のその方向はそれで了解としますが、具体的に地域の人たちは防除をきちんとやってくれと言っているのです。ですから、それは少しは金がかかっても防除方法は違ったのです。今までは上から振りまいたのを注射しようというわけですから、その注射の範囲をできるだけ広げて早く防除を終わらせると。聞くところによると6年もかかるという話ですから、これはちょっと努力が要するだろうと、こう思っています。市長、いかがですか。もう一度聞きたい。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） これについては、国も県も今までのこのことをよく理解してもらって、速やかにやりたいと言っておりますので努力を続けます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、ぜひ努力をお願いしたいし、それからトキの問題は議論させていただいたのは、私は土地の保護はトキの保護については努力をすることが必要だと思っています。しかし、今のような格好でトキが放鳥されて、それぞれの地域で好きなような格好で本来の姿に自然に返るとこういう問題が起きると。そのためには、先ほどのような事前にルールづくりをぜひやっていく必要があると。国の皆さんはしゃくし定規なことを言っているのではないかと思います、地域の者はそんなことはないのです。かわいいトキだけれども、おれのところに来てここは不都合であるというのは理由があるのです。そのときには、おいといて追い立てるといようなこともできるようなことを相談する必要はあるだろう。そのことでトキが卵を産まないことはない。トキは他のねぐらを必ず求めるだろうと。そのことによってトキが強くなります。こういうことをぜひ提言をいたしておきたい。課長のほうには市長が努力するというのは現場でぜひ努力をしていただきたい。このことをお願い申し上げて、私の質問は少し残った部分がありますが、終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（金光英晴君） 以上で小杉邦男君の一般質問は終わりました。

ここで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。東日本大震災で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

早速一般質問を始めます。第1の質問は、佐渡市の就学援助制度について質問します。就学援助とは、日本国憲法第26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定め、それを受けた教育基本法は、第4条で経済的地位または門地によって、つまり家柄によって教育上差別されないとし、その3項で「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とし、就学保障のための国と地方公共団体である佐渡市の責任を明確にしています。また、学校教育法第19条は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村つまり佐渡市は必要な援助を与えなければならないと援助の主体は市町村、佐渡市であるとし、就学援助法、これは就学奨励についての国の援助に関する法律で、国が市町村、佐渡市に対し予算の範囲で補助するとしています。しかし、2005年度から準要保護者に対する就学援助への国からの補助はなくなり、交付税で措置することになりました。国の制度をもとに戻すことももちろん大事ですけれども、同時にこうした動きがあるからこそ佐渡市は子供を貧困から最大限守る立場から就学援助制度を守り、拡充することが求められます。

ある中学生がいる4代のお母さんはこう言っております。お父さんは、病院に入退院を繰り返しています。私はパートで働き、そんなときこの就学援助制度は助かりますと、さらによくしてほしいと、こういう声が上がっています。日本共産党は、これまで、就学援助制度の充実のために家庭への周知と申請方法をわかりやすいようにと改善を繰り返し求め、質問をしてきました。その結果、今回どのように見直されたのか答弁を求めます。また、日本国憲法の問題から見てまだ不十分な点、幾つかの点について改善をするよう提案をしていきたいと思っております。今回本会議場の皆様お一人お一人にお配りしました資料ナンバー1から、この項は6です。また、一部パネルも資料としてお示しします。一生懸命つくりましたので、お答えのほうもよろしく願いいたします。

第2の質問は、佐渡市の子ども医療費助成の拡充について質問します。佐渡市は、子供たちの入院、通院の助成は小学校卒業までですが、新潟県内の市町村においては既に中学校卒業まで助成を広げているところがあります。そこで、私は佐渡市に義務教育である中学3年生までの医療費負担をゼロにしますという子育て支援、少子化対策に向けた提案をします。佐渡市は、子育て支援について頑張ってきました。これからも佐渡市は頑張らしましょう。さて皆さん、子育てにかかる経済的負担は昔も今も大変です。先ほどの就学援助制度に関連した学校教育のために各家庭が支出した経費、子供たちが学校生活のために父母負担は相当な額になります。日本国憲法で義務教育は無償といいながら、実は無償と大きくかけ離れ、父母負担に依存しているのが日本の義務教育と言わなくてはなりません。子供はどんどん大きくなっていき待ってくれません。さて皆さん、何とかしようではありませんか。せめて子供たちが病気のときはお金の心配なくお医者さんにかかれるようにしてほしいという願いは、父母の皆さんのとりわけ切実な要求です。入院、通院とも中学校卒業まで助成すべきではないでしょうか。高野市長、答弁を求めます。今の項目は、

資料ナンバー7です。

第3の質問は、佐渡市の行政改革と地域防災について質問します。今回の大震災は、日本の国のあり方、その弱点を根底から明るみに出しました。自己責任論で雇用、福祉、医療、防災、地方自治を破壊してきた構造改革路線では住民の命も地域も守れないし、被災地の復興もできないことが事実をもって証明されたのではないのでしょうか。被災地では、全国からの支援物資は市庁舎などには届くものの、自治体行革で職員が減らされるなど圧倒的に足りないこともあり、自治体職員が不眠不休の活動を続けながらも給水車が来ない、必要なところに物資は行き渡らない、行くにもガソリンがない、保健師が不足しているなど、対応は後手後手に回らざるを得ない状況が各地で見られました。自治体合併や地方行革による自治体職員の削減、不足が救援活動を進める上で大きな障害になっていること、職員、保健師のほかに医師、後で話しますけれども、消防士などの不足は深刻です。こうしたもとで今回の未曾有の大災害が起きたのです。

皆さん、そこで第1点目に佐渡市の行政改革で支所、行政サービスセンター、連絡所などは縮小、廃止する方向と聞いておりますけれども、災害時に地域や住民の生命と暮らしが守れるのか、各所は災害時の命と地域を守る拠点としての機能が発揮されるようになっていくのかどうか答弁を求めます。

2点目に、佐渡市における消防力の強化について質問します。日本共産党は、地域や住民の安全と財産を守る最低限の消防体制は充実すべきだと繰り返し主張してきました。災害時に十分な消防力、体制になっているのかどうか、市長答弁を求めます。資料はナンバー9から16です。

1回目の質問は以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、中村議員の質問にお答えしたいと思います。

佐渡市の就学援助制度についてどのように見直されたのか、さらなる改善についてということでございます。就学援助制度につきましては今年度見直しをいたしましたので、この内容について詳細は教育委員会のほうから具体的にご説明したいと思います。

それから、子供医療援助につきましては、昨年9月に県の制度改正に合わせて対象年齢範囲を小学3年生までから小学校卒業までに拡大をいたしました。県の制度は、子どもが3人以上必要だという人数要件や保護者に対する所得制限がありますが、私ども佐渡市では県の制度の対象にならない子供に対して助成を行っていくという意味で、補完的かつまたそういう意味では手厚い助成を行っていると言えるのではないかと思います。これにより、市内の小学生以下のすべての子供が医療費補助の対象となっております。対象年齢範囲の拡大については、今のところ県の制度見直しも行われたばかりでもありますし、佐渡市単独の見直しは現在では考えておらないところでございます。

佐渡市の行政改革と地域防災についてですが、支所や行政サービスセンターなどは住民の日常生活に密着した窓口機能に加え、地域住民の活動拠点としての位置づけや地域要望などを集約する機関としても重要であります。その配置と機能については行革推進本部で協議しているところでございます。少なくとも支所、センターにつきましては情勢に応じて本庁からの支援等、いろいろきめ細やかに対応して、人員削減の中でやりくりをしていきたいというふうに思っています。一方、地域防災計画の中では地域の防

災体制の拠点としての位置づけもされておりまして、現在東日本大震災を踏まえての地域防災計画の見直しとそれに伴う市の業務継続計画の策定を行う中で、支所、行政サービスセンター、また地域の防災体制の拠点としての位置づけもありますので、改めて検証していきたいというふうに思います。

それから、消防力の件でございますが、市民の生命、財産を守る消防の重要性は言うまでもありませんが、行革を進める上での消防も例外ではないと考えております。しかしながら、離島の広大な面積や分散する人口の現状を考慮いたしますと適切な情報の提供が必要であり、さらにご存じのように消防の本部が新築されたこともあり、最新鋭の情報機器あるいは支援機器が装備されておるわけでございます。そういう意味で消防力人員の不足についての一定の十分な配慮ができていないのではないか。ただ、例えば今回みたいな大きな話になってきますとなかなか対応については難しいというのも事実でございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 補足答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

就学援助制度についてどのような見直しをされたのか、またさらなる改善についてということですが、経済的な理由により就学が困難な小中学生の保護者への就学援助制度につきましては、準要保護家庭への支給項目に今年度から生徒会費、PTA会費、それとクラブ活動費等を追加しまして、支給額を国の基準に合わせました。その結果、1人当たりの支給額につきましては小学生の1年から3年生までについては若干減額となりましたが、ほかの学年については増額というふうになっております。なお、認定に当たっては世帯の収入額の判定から、今年度は所得額の判定に変更して生活保護基準の1.1倍以下といたしました。また、申請につきましては民生委員の所見を廃止し、添付書類等を廃止、また全保護者へ所得の目安を表示して申請書を配布したところでございます。また、さらなる改善ということで、来年度につきましては案内文の中に所得の目安欄に具体的な世帯構成を含めた記載として、わかりやすい表示に改正したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（金光英晴君） 金子消防長。

○消防長（金子浩三君） それでは、私のほうから現在の佐渡市の消防体制ということで報告したいと思えます。

現在の佐渡市の消防体制は、消防圏域15分、救急圏域30分の実現のため拠点を整備するとともに、出動体制の見直しを図りながら、消防拠点7拠点で均衡のとれたサービスを行っております。現在消防職員は179名、消防団員1,892名でその任に当たっております。当市は、先ほど議員が言われたとおりに離島という条件のため、大規模な災害のときに即時対応が応援が非常に困難という状況にあることは承知しております。そのような災害の対応については、先ほど市長が言われたとおり正確な情報伝達の構築が重要と考えております。緊急情報システムの整備、あと今後行われます消防デジタル無線の整備にあわせてそれらを最大限に活用し、消防団とさらなる連携強化、あと市民との協力体制の構築を図っていきたく思っております。また、来年11月に運行が予定されております新潟県のドクターヘリ、また消防防災ヘリとの活用、連携強化により災害への対応力強化に努めていきたく思っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 質問を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

佐渡市の就学援助制度について、ここからやっていきますのでよろしくお願いします。私は、各家庭への周知と申請方法をわかりやすいようにということで繰り返し提案をしてきました。今回申請用紙とお知らせ、このように就学援助制度のお知らせと申請用紙が1枚物ですか、セットにしてすべての小学校1年生から中学3年生まで、すべての世帯に配布されたことに対して、本当に私は評価するものです。大変ご苦労さまでした。前回から見れば、私はこのことは大きな見直しというのですか、改善されたことだと思います。そこでお聞きしますけれども、前回対象世帯への総収入が生活保護基準の1.2倍以下のものから総所得が今回生活保護基準の1.1倍以下のものに見直したと。そこで、前回の認定者、この就学援助制度を利用された方が見直したことによって、今回不認定ですか、漏れる人はいないでしょうか。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

昨年認定されていた人が今年度認定漏れになることがないかというような質問ですが、所得が毎年変わってきます。すると家族構成等が変われば認定されないという場合もあるかと思いますが、この見直しをかけたというのは認定基準を拡大したいということで見直しをかけたということでご理解願いたいと思います。なお、昨年度の当初の申請が295人で5件でありました。ことは今のところ438件ということで大幅に伸びておりますので、その辺でご理解を願いたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今まで前回この制度を利用された方、引き続き本当にこれから審査が始まると思うのですけれども、申請されれば利用できるようにぜひそういうようにすべきだと。1.1倍ということですが、私の資料を見ていただきたいのですけれども、これは資料ナンバー6であります。左の方に書いてありますけれども、新潟県内の準要保護認定基準、下のほうには佐渡市が案となっておりますけれども、所得による判定倍率が1.1と。ほかの市町村を見ますと1.2倍、1.3倍と、こういうふうな倍率になっております。本当に私は今回やっぱりスタートだと思うのです。より多くの皆さんからこの制度を知っていただいて利用していただきたいということで1.1倍、それは無理だとしたらば1.2倍に広げるような形をとっていただきたいというふうに、前回利用した人たちが今回も利用できるようにぜひ救ってあげていただきたいと思います。

次に、質問を移りますけれども、私の資料では資料1、資料2を見ていただきたいと思います。皆さんにわかりやすいようにパネルにしてみました。これはちょっと余談になりますけれども、佐渡の私の知っているある小学校の校長先生が児童にお話をする場合にいろいろなものを使って児童にお話をするそうです。私もそれを見て、非常に小さなお子さんから大人でもそれを見てるとすごくわかりやすい校長先生のお話でした。ぜひ市長、これつくってききましたので、そういうことで毎回つくっております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○13番（中村良夫君） いや、そういうことではありません。これは、就学援助制度の佐渡市教育委員会が

出している経済的援助が必要である方の所得の目安として抜粋したものであります。世帯数、右のほうへいきますと、2人、3人、4人、5人、6人と、その下に前年の所得金額が書いてあります。呼応しております。先ほど学校教育課長から答弁のあったように、もう一つ見せます。それが資料ナンバー2なのですけれども、見えますか。これは、その家族数が書いてあって、家族構成と基準額の例、家族構成書いてあります。お父さん、例えば2人の場合は、父28歳、そして小学校1年生、ご家庭の総所得額が例えば183万円程度以下と。家族数が3人の場合は母30歳、小学3年生、幼稚園の年中さんがいると。所得額が227万円程度以下と。このように、具体的な家族構成と所得額の例をわかりやすく挙げるなど、制度の適用基準がわかりやすく書かれております。だから、私が提案をしたいことは佐渡市の目安として、これも一生懸命考えたから私は評価をしていますが、このほうがわかりやすいのではないですかと提案なのですけれども、再度お聞きしますけれども、どうでしょうか、学校教育課長。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

確かに我々がことし示した所得の目安よりも中村議員が今提示している資料のほうがわかりやすいとは思いますが、例えば4人、父40歳、母35歳ということですが、所得が292万円程度以下ということですが、それよりもっと詳しく、それなら292万円の所得が父一人であるのか、父と母2人のものであるか、その辺もより詳しいもので考えたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 学校教育課長の答弁はわかります。私が提案をしたことによって新たにもっとアレンジしてよくしたいと、こういう答弁ですよね。私の提案を無駄にしないように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、この資料3をちょっと皆さん見ていただきたいのですが、その援助の対象となる方、これは佐渡市が出しているものを抜粋したのですけれども、生活保護が廃止または停止になった方だとか、世帯全員の市民税非課税の方だとかずっと書いてあるのですけれども、こういうものは余り必要ないのではないかとも思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

これについては、援助の対象となる方ということで具体的に記載してあります。そうでないとわからない方もおるかと思しますので、これは必要ないというふうには考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） それと、資料4をちょっと見ていただきたいのですが、申請方法と書いてあります。援助を希望される場合は、平成23年度就学援助費申請書に必要事項を記入しと書いてありますけれども、こういう申請方法をうたってこれで申請漏れないのかどうかお聞きします。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） 申請方法についてですが、一応今年度は保護者全員に配布してお知らせも含めて連絡してあります。あくまでも申請方式でありますので、申請漏れはないかということですが、そ

の辺は該当する人が申請しないのはあくまでも所得要件があってもその要件に当てはまっても自分は自分なりに頑張っていくということで申請しないというふうに考えておりますので、確かに該当する人が申請しない場合もあるかとは思いますが。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 学校教育課長、私は第1回目の質問でこの就学援助制度というのは法律でも決まっております。だから、これは申請方式なのですけれども、しかし学校教育課のほうが対象になる方とはとにかく幅広く拾ってあげると。個人任せにするということではなくて、そういうことなのです。資料5を見てください。これ申請漏れをどうやったら減らせるかという提案ですけれども、こういうことなのです。就学援助費受給希望調書。読み上げますけれども、資料ナンバー5です。年度初めに全家庭にこの調書を配布して、受給を希望するしないのどちらかに丸をする方式で全員から回収します。例えば新入学児童生徒の方、転入学児童生徒の方でこの就学援助を1、希望しないと、2、希望するとどっか丸をつけてくれと。そして2番目は、在校生の方で前年度に就学援助を受給してない方、3、希望しない、4希望すると。最後になりますけれども、在校生の方で前年度に就学援助を受給していた方、5、ことしは辞退する、6、ことしも希望すると、こういうふうにしてやったらどうかという、こういう方式で。全員から回収するとこれで申請漏れは減らせますと、こういう提案ですけれども、どうでしょうか。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） 板橋区の場合には就学援助費受給希望調書兼委任状ということで提出していただきまして、受給希望者に対して再度通知をして申請書を出していただくという制度になっております。それによって大変日数もかかりますし、経費もかかるというふうに考えております。また、事務も煩雑になると思われまので、ことし佐渡市のほうで採用しております全員にお知らせして、申請書そのものも大分簡素化いたしました。ですので、全員に配布して該当する人と思われる方には申請していただくという方法を採用してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 最後になりますけれども、佐渡市の就学援助制度、家庭への周知と申請方法を丁寧になりやすいように改善していけば、市長、認定率というのですか、利用される率が上がっていくのです。必ず数字であらわれますので、みんなが幸せになります。そして、50代のあるお母さんはこう言っております。弱者にとって目を向けてくれてありがたいし、この制度は助かりますと。あるいは制度を利用しています。子供が一生懸命勉強して、みんなと同じように上のいい学校へ行ってもらいたい。お母さんの声であります。市長、ことし施政方針でも就学援助制度のことについて触れられていました。さらなる改善を今求めましたけれども、佐渡市長の考えをお聞きします。市長、答弁を求めます。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 我々ばかりではありませんけれども、市町村でこういうふうに手厚く非常に困っておられる家庭の子女に手厚く行うというのは国も後を追っかけてきてやってるわけで、これは追いつ追われつやはり市内に困っている方々に就学の機会が安心して受けられるようにこれからも頑張りたいと思います。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 次に、佐渡市の子ども医療費助成の拡充について2回目の質問をします。

現在佐渡市の子供が病院へかかったときに、入院したり通院したりするときには小学校6年生までは佐渡市が助成するよというぐあいになっておりますけれども、それを私はとりあえず中学3年生まで医療費を無料にしてくださいという質問ですけれども、お父さんやお母さんたちの切実な要望であります。佐渡市も先ほど言いましたように、子育て支援については頑張っておりますけれども、そこで課長にお聞きます。市民生活課長。入院、通院を中学校卒業まで年齢を広げた場合の予算は幾ら必要なのか、答弁を求めます。

○議長（金光英晴君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

中村議員のほうから中学生まで拡大した場合の医療費助成の予算が一体どれくらいになるのかということとでございますけれども、現在佐渡市のほうでは中学生にかかる医療費のデータというのが正確なものがございません。それで、そのものずばりの数字をお示しすることはできませんけれども、先ほども市長のほうから答弁ありましたとおり、昨年9月に子ども医療費の年齢を小学校3年生から小学校卒業まで拡大しました。それで、年度途中ではありますけれども、その扶助費の比較で見ますと22年度の決算見込額で約6,400万くらいになる見込みです。同じく21年度の扶助費が4,530万程度ということで、1,800万ほど伸びております。小学校3年生までだったのが小学校卒業までに延びたのが40%くらい伸びております。それから推測しますと、3学年ふえるということなものですから、中学生の医療費は年齢が上にいくほど医療費は少なくなるとは推測されますけれども、それにしてもそれだけの経費がかかるということは言えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） ちょっとよくわからなかったのですが、では市民生活課長に質問しますけれども、島内の中学生、中1から中3、生徒数は何人くらいいますか。

○議長（金光英晴君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

4月の段階で1,628名と聞いております。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 4月の段階で1,628人、私の持っている資料では5月の段階では1,411人です。どちらか合わせていなかったもので、どちらにしても課長、今6月だから2カ月待ちます。9月議会までにきちっとした入院、通院とも中学校卒業まで広げた場合の予算を試算していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（金光英晴君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

今おっしゃられておりますように、他の市町村でも中学生に拡大した町村がございます。それから、県のほうでは今のところ昨年小学校卒業まで拡大したばかりでございますので、中学生までというのは考えていないようでございますけれども、実はことしの9月から県のほうでは、年齢範囲は拡大しませんけ

れども、所得制限を廃止するという意向でございます。そういう動きもございますので、中学生まで拡大した場合の医療費助成がどうなるかということは、こちらのほうとしても検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） 補足説明をさせていただきます。

先ほど議員が言う中学生の数と川上課長が言う生徒数の数が違うというのは、佐渡市立の中学校に通っている方が1,411人、中等教育学校に通っている方が217人いるということで、足した全体の数を川上課長のほうは言っているということでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） それでは、あと課長には2点ぐらいお聞きしますけれども、新潟県ではこの4月から県と佐渡市が医療機関に支払っていた協力事務費というのがあるのですがけれども、協力事務費を廃止されましたよね。どうでしょうか、課長。

○議長（金光英晴君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

23年4月の医療分から廃止となっております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私の調べたところによりますと、09年度決算ですけれども、新潟県の子ども医療費助成事業費は6億3,126万円と言われております。だから、そのうち県が支払った今お話しした協力事務費というのは、課長に答弁するものなんですけれども、幾らかと申しますと7,341万4,000円という大きな割合を占めています。市長、こういうことがある県の場合は、今言ったのは浮いた分の財源であります。だから、佐渡市の場合もこの間の協力事務費の支払い実績、財源として子供の医療費助成、先ほどもお話ししましたけれども、中学3年生までの医療費負担をゼロに使ったらどうでしょうかという、最後に市長に答弁を求めますけれども、それも含めて答弁求めます。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ちょっと難しく、今の財源の出場所がよくわからないのでもう一度お願いします。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 後でそこら辺はお金が絡んでいますので、調べていただきたいと思います。せめて小学校6年生まで広げたことは評価をしておりますけれども、やがては中学校卒業まで必ずこの助成が広がってくると思います。せめて入院、通院とも中学校卒業まで助成を求めることを要望しておきます。

次に、行政改革で支所、行政サービスセンター、連絡所のことですけれども、支所、行政サービスセンター、連絡所の佐渡市が言っている統合計画についての状況はどうなっているのか答弁求めます。

○議長（金光英晴君） 清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） お答えをいたします。

組織改編の状況でございますけれども、計画によりますと26年までに4行政サービスセンター、8連絡所ということで計画しておりました本年につきまして松ヶ崎連絡所、これは管理を含めて考え直すということで今計画どおりにはなっておりません。今後今の計画のとおりやっていくかどうかにつきましては、また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私は単刀直入に聞きます。支所と行政サービスセンター、現在の連絡所、佐渡市は率直にどうしたいのですか。そのことをお話ししていただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 最終的には縮小あるいは一部廃止ということなのですが、車の便がだんだんよくなってきて、本庁に近いところはアクセルを踏み目に、それから遠距離のほうは比較的残しきみと言ってはおかしいのですが、そういうふうに見直しをしようと考えておるところです。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 市長、絶対許さないよ。例えば今縮小だとあなたは言いましたよね。縮小になれば廃止となるのです。大震災以降今何が問われてるか、こういう角度から私はこの質問をしているのですが、今までどおりの計画ではだめです、はっきり言って。それがいいのかも含めて見直ししなければなりません。例を話します。あるところで窓口事業もやっていると。支所だとすると。職員がいざとなったら何かあったときにすぐ現場へ行けますか。まして職員を減らされて外へ出る職員がないわけでしょう。今のやり方はそんな余裕はありません。そして、職員の方が地理的にもわからない、現場もわからない、そして家も場所もわからない。どうしますか。例えば中村良夫の親戚の家が五、六軒土砂で埋まっていると、助けてほしいと。中村良夫は行方不明だと。どうする。今の状況で支所、行政サービスセンター、連絡所、地域住民に何かしてくれますか。助けてくれますか。どう対応しますか。答弁を求めます。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） もちろん大災害ばかりではなくて、今おっしゃられたような小さな問題もたくさん出てきているわけで、そういう意味でこれだけの広いエリアですから全く人がいないというのはできるだけほかに代替の、つまり置きかわることができない組織がないところは比較的後まで存続を延ばす。近くて道がよくなる、あるいはいろんな施設やそういうもので置きかえられるというところはできるだけ予定よりも早く削減や、あるいは統合というか、最終的には可能性が廃止へ持ってきてもいいようなところは早目に廃止に持っていくというふうに見直しは変えたいというふう考えています。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私は、市長の答弁は理解できません。支所や行政サービスセンター、連絡所、中心部から離れていますよね。そういったところこそ、やはり施設の見直し、よくしていかなければならないのではないのでしょうか。例えば今市長が答弁をする中で、このままいけば出先機関の今の状態で縮小してやがては廃止、そうなったときにそこで暮らしている地域や住民の命、暮らしを守れますか。そこを素直に冷静に考えていただきたいなということです。どうでしょうか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） もちろんそれを考えながらいこうということです。もうのっけから遠いところはだめとかそういうのではなくて、本庁から遠隔地にあるところもきちっとした残すべき最低限のものはきちっと残したい。その反面、本庁に近くてすぐ本庁からの対応ができる、あるいはほかの対応ができるということもある可能性もあります。そういうものは、できるだけ早目に縮小に持っていくというふうにしたいと思っています。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 物事というのは、最終的には縮小したら廃止になるのです。総務省消防庁がこういうことを言っています。これは大地震が起こる前です。平成20年度。市町村における総合的な危機管理体制の整備、報告書ではこう言っております。住民への情報伝達では、特に面積の大きな団体等においては地域の实情に通じていて避難勧告等の必要性を判断できる人物が避難勧告等の発令をできるような体制が整っていることが重要であり、地域の实情に応じて権限委託等の対応をとることが必要であると。避難状況を的確に把握して、地域住民の避難が完了したか、孤立集落はないか等を確認することが必要であると。もう一点は大事なこと言っています。顔の見える関係の構築。これはぜひ佐渡市で取り入れてほしいのですけれども、危機発生時に住民が市町村職員の顔を知っている場合、知らない場合よりも対応が円滑に進むことが言われております。市町村職員は、危機管理の観点からも地域住民と顔の見える関係を構築しておく、このような角度から見れば支所、行政サービスセンター、連絡所の縮小、統廃合なんてあり得ない。市長、どう考えますか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 議員のおっしゃるとおりでありまして、できるだけ顔の見えるように、今まではどうしても人事異動が多かったりということも多うございましたから、それはできるだけ顔の見える範囲といいますか、時期といいますか、そういうものが確保できるようにする。それから、代替の仕組みもある、そういうことを確認した後でということでございますので、さっき申し上げたように比較的厚目に配置されている本庁に近いところについては今までの計画より早目にそういうものについては対応すると。しかし、遠いところについてはいろんな手段を通じて市民が不安にならないような仕組みを残しておくというふうにしたいと思っています。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 市長の答弁だんだんよくなりました。議論を重ねていますから。では、もう一点大事なことを言います。佐渡島内、限界集落どのぐらいあるのか。これは答弁を求めます。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

佐渡市の場合ですと集落という単位ではありませんで行政区で押さえておりまして、22年度末現在で127ございます。内訳といたしましては、両津地区に20地区、相川に34、佐和田に8、金井に2、新穂に3、畑野に16、真野に3、小木に9、羽茂に27、赤泊5ということで計127地区でございます。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） ありがとうございます。限界集落ということと限界行政区という用語があるので

すけれども、どちらにしても65歳以上の高齢者が住民の半数以上の地域をいうと。それで、今課長せっかく答えていただいたから、その限界集落、行政区に対して127か。私は地図落として市長に示そうと思ったのですけれども、時間切れで今回はお示しできなかつた。非常に残念で悔いが残るのですけれども、その127のところ、限界集落、行政区にどういう対策をしているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

今ほど言いました行政限界集落に対しての支援でございますが、対策でございますが、佐渡市といたしまして、全集落に対しての対策というは行っておりませんが、地域振興課におきましては集落支援モデル事業ということで、相川地区に1カ所、それから前浜地区に1カ所、国仲に1カ所ということでモデルを指定しまして、集落の中の地域における活性化、それから共同活動の助長ということで図っておるところでありますし、またこの間経済対策で行いました地域のにぎわい再生事業、お祭り用品でございますが、そのあたりの関係につきまして地域の中で連携をよりとるように、補助金を交付することによって地のリーダー、人材育成をされて地域の活性化を図るということを考えております。そういうことを含めまして、地域の活性ということで今やっているところでございます。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今課長がいろいろと答えていただいたのですけれども、何を言ってるかというところ、限界集落、行政区に対して限定した対策はしていないと、こういうことなののですけれども、いろいろとご意見はあると思いますけれども、これでいいのかという行政改革の進め方、支所あるいは連絡所も含めて市長ぜひかんがえていただきたい。災害時には、住民の一番身近なこういう支所、行政サービスセンター、連絡所、私は存続させてほしいと、内容を充実してほしいと。この災害時を機にして。やることまだまだいっぱいあります。このことを強く要望しておきます。

次にいきます。消防について。結論からいいますと、災害対策上というよりもこの消防というのは日ごろから消防力の強化のために十分体制が必要だと。はっきり言います。消防職員をふやすべきだというふうに私考えています。資料ナンバー11からナンバー16をごらんいただきたいと思いますが、佐渡市消防本部よりの資料であります。平成15年、これは合併前の消防職員、市町村の基準に対して137人もう既に不足しております。充足率が59.7%。合併前から消防職員は不足していると。そして、18年から23年見ていきますと、市町村の消防職員の配置基準はどんどん引き下げられて、佐渡市の充足率はその市町村基準さえ大きく下回り、資料ナンバー9、平成23年現在は129人不足していると、58.1%の充足率であります。資料ナンバー10をごらんください。こちらには同じパネルをしましたので、ごらんいただきたいと思います。佐渡市消防本部より平成23年4月1日現在の消防職員の資料です。いろいろご意見あると思いますが、佐和田にある中央消防署には66人います。両津消防署は31人、相川消防署25人、羽茂にある南佐渡消防署は27人、両津の鷺崎にあります海府分遣所、これは10人です。相川の高千にある高千出張所10人、松ヶ崎にある前浜分遣所は同じく10人、合計179人の消防職員であり、129人不足しているとの現体制。消防長、現場で大変だと思います。率直に消防長にお聞きします。どう考えているのか答弁を求めます。

○議長（金光英晴君） 金子消防長。

○消防長（金子浩三君） お答えいたします。

今現在7拠点ございまして、今議員のおっしゃられた人員で配置しております。今不足かどうかと言われてもちょっと困るのですが、私はこの7拠点を維持していく、最低人員を維持していくということで今後とも進めていきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 中心部から離れた周辺部地域、遠隔地の消防の拠点についてちょっとお話ししますけれども、同僚議員が以前この周辺部地域が大変な思いをしているという状況を話され質問されました。覚えているでしょうか。それで、具体的に言いますと、仮に相川の高千地区で火災と救急が重なったらどう対応するかという質問でした。この地域は周辺部地域の高千出張所、消防があるところです。消防長、この火災と救急が重なったときにどう対応されますか、答弁求めます。

○議長（金光英晴君） 金子消防長。

○消防長（金子浩三君） お答えいたします。

高千出張所、現在10名で勤務しております。そのうち最低人員3名ということで、4名のときもあります。ですから、火災、救急があれば1台しか出れない。あとそのバックアップとして相川、海府、両津、中央とバックアップをするということになります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） ということは、消防長、今高千出張所と聞きましたけれども、海府分遣所、前浜分遣所も同じ対応ですか。

○議長（金光英晴君） 金子消防長。

○消防長（金子浩三君） お答えいたします。

近隣の消防署からのバックアップということになります。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 確認しますけれども、これ大事な点です。ということは、当時その同僚議員が質問をされた対応と現在も変わっていないと。確認したほうがいいかな。ということは、海府分遣所、高千出張所、前浜分遣所から消防車と救急車の同時出動ができないということですね。確認します。

○議長（金光英晴君） 金子消防長。

○消防長（金子浩三君） お答えいたします。

そのとおりです。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） この質問をされたのは平成20年の9月議会です。あれから3年もたっているのです。遠隔地の消防の拠点は改善されていないと。私も含めて放置していたことは反省します。3年も改善されていないということはまずいです。それでは分遣所、出張所以外は消防、救急は同時に出動できますか。

○議長（金光英晴君） 金子消防長。

○消防長（金子浩三君） お答えいたします。

署になるかと思いますが、署は火災、救急同時出動可能であります。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 高千、前浜、海府以外は中央、両津、相川、南佐渡、これは救急、消防同時出動できますと。では、消防長、ちょっと現場で大変なのだけれども、答えていただきたいのですけれども、分遣所、出張所がどうすれば消防も救急も同時に出動できますか。

○議長（金光英晴君） 金子消防長。

○消防長（金子浩三君） お答えいたします。

人員増しかありません。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 消防長、ではそれぞれ消防職員を何人ふやせば救急、消防が出動できますか。

○議長（金光英晴君） 金子消防長。

○消防長（金子浩三君） お答えいたします。

所で一番少ないところは相川7名であります。その人員であれば2台出動可能ですし……

〔「何名ふやせばいいの」と呼ぶ者あり〕

○消防長（金子浩三君） その兼ね合いからいきますと、各分遣所、出張所、今ぱつと言えませんが、10人は必要かと。

〔「10人、10人、10人ふやせば出動できる」と呼ぶ者あり〕

○消防長（金子浩三君） そうです。各10人ずつです。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今消防長にお答えをお願いしたのですけれども、救急、消防を同時に出すためには出張所、分遣所をあと10人ずつふやせば同時出動できると。市長、答えていただきたいのです。大事な話だ。中心部は、消防、救急は同時に出動できると。周辺部の消防署、消防、救急は同時に出場できない。こんな差があっているのですか。私はおかしいと思います。市長はどう考えますか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 合併前に例えば南については統合して、赤泊からも署がなくなりました。合併のときに不公平ではないかということで分遣所を2つつくったわけです。ですから、その地域にとってどっちがいいかということ、最初から本署から、あるいは支所から2台でスタートしたほうがいいのか、あるいは地元でそれだけいて、すぐ第1出動は救急であれ、消防であれ出たほうがいいかという選択になってくるのではないかというふうに思っています。そういう意味では、合併前に比べると2分遣所ができたというのは地元にとっては非常に大きな進歩だったのではないかと考えております。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私は、市長の答弁は納得できません。どういう地域に生活をしていても、やはり同じように対応しなければだめです。絶対これはおかしいと思います。そこで、災害対策上、消防力の強化のために今後十分な体制が必要であります。消防職員をふやしてください。市長、私は要望します。今後

のために。そして、遠隔地に住む出張所、分遣所にも同時に消防、救急を出動できるように考えてください。最後に、市長の答弁を求めて終わります。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 何が何でも人を減らせばいいというものではないというふうに、着実に例えば人口はどんどん減っていきます。かつてに比べれば佐渡は半分になりました。しかし、それでは消防署は半分です。できるかというふうにいかない。しかし、一定の比率でももちろんケアをする、サービスをするところは当然減らさざるを得ないということになります。しかし、それは例えば今回の件につきましては、では救急は何で置きかえるかということを考えなければいけません。それが私たちは、防災ヘリはあるのですが、例えばドクターヘリにしよう。そうすれば、確かに30分かかります。新潟から来るわけですが、しかし万が一のときは新潟から佐渡じゅうどこでも例えば30分でドクターヘリが来るということになると、それについては10人入れるよりは、これは新潟県全部ですからそういう意味ではある程度カバーできるのではないかとこのようにやっぱり置きかえて、サービスの質を余り落とさないというふうな形で今やろうとしているところです。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） まだやれというのでやりますけれども、市長、消防の職員だけは、きょうのテーマですけれども、これは別です。私現場でお話を聞いたことがあるのですけれども、皆さんどこの署でも失礼けれども、中央のところ以外はぎりぎりの職員で一生懸命皆さんやっております。まして9拠点あった消防署が現在は7拠点です。7拠点、これから減らせないでしょう。7拠点だとしたらば、この7拠点を減らすことは基準があるからできないのですから、これをいかに内容をよくしていくか。さっき言った中央と遠隔地の消防署が差があるなんていうのはだれが考えたっておかしいです。市町村の基準も129人ですか、足りないわけですから、ぜひ消防長、なかなか消防長にはちょっときついかもわからないけれども、市長です。これは努力目標です。ぜひ検討をしていただきたいことで要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（金光英晴君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 2時46分 休憩

午後 2時57分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔23番 近藤和義君登壇〕

○23番（近藤和義君） 民主党の近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

去る3月11日午後2時46分、私の一般質問の最中にマグニチュード9.0、観測史上最大の東日本大震災が発生しました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。私は、5月20日から22日に実施された姫津漁協東日本大震災炊き出し隊に強いお誘いをいただき参加をいたしました。13トントラックとマイ

クロバス、普通車で5月20日午後7時半のカーフェリーに乗船、夜中に磐越道と東北道を走り抜け、21日朝8時に気仙沼市民会館避難所に到着。すぐに準備にかかり、メンバーは朝食、昼食を抜きで炊き出しを実施、終了後再び夜新潟まで走って、22日朝のフェリーに乗船したというゼロ泊3日の強行軍でありました。炊き出し隊のメンバー写真①は、佐渡からの22名と姫津出身者など現地から十数名のお手伝いの面々であります。当日は写真13のとおり、朝から長蛇の列が続いて焼き魚、イカの煮つけ、カニ汁、エビ汁、佐渡コシの御飯を各2,000食、合計1万食の振る舞いは正午過ぎには品切れとなり終了しました。気仙沼市の職員によると、被災地の炊き出しとしては過去に例を見ない大規模なもので、姫津集落を挙げて1カ月前から準備にかかり、ゆかりのある同じ漁師町の悲惨な状況を見てはられない、気仙沼の皆さんに元気をとの一念で取り組んだものであります。この皆さんの熱意と行動力に深く敬意を表するとともに、貴重な体験をさせていただき御礼を申し上げます。秋には被災地を変えての第2弾実施との話も聞いていますが、そのときには微力ではありますが、ぜひお手伝いをさせていただきたいと思っています。

私は、20年間続いた鬼太鼓 in 原宿の初代実行委員会の会長でしたが、青年団、商工会青年部、JCなど佐渡の若者450人がバスと大型トラックなど20台で夜中に関越道を走り、翌朝から都心にて芸能披露と物産展を開いて、また夜に新潟まで戻り、翌日朝の船に乗って無事佐渡に着いたときの初めての大きな事業をやり遂げた感動とその大変な苦労を思い出していました。本当に姫津の皆さん、ご苦労さまでした。皆さんの情熱と行動は、気仙沼の被災者の心の中に強く深く残るものと確信しております。

さて、被災現場は市長の随想にも書かれてありましたが、筆舌に尽くしがたい状態です。配付した写真のとおり、破損、損壊した家屋や車両、そして全焼した多くの大型漁船は放置されたままであります。加えて地盤沈下のため市内の排水ができず、異臭と佐渡では見ることができない小指の関節ほどのオオクロバエの大発生など、とても直視できるものではありませんでした。この国難に対して、国会は権力闘争に明け暮れていますが、全く理解ができません。一日も早く数十兆円規模の大型予算を組んで、被災地復旧に着手すべきであります。

私は、被災地を歩きながら昭和20年の夏、日本各地の都市は恐らくこんな状態であったのではないかと思いました。太平洋戦争で無謀にもアメリカに戦いをしかけた日本は、完膚なきまでに痛めつけられました。全国の都市が徹底的な空爆を受けて、広島、長崎には原子爆弾まで投下され、全国に焼け野原が広がって、広島には今後数十年は人が住めないと言われていました。しかし、戦後の日本は大きく発展し、ついには世界第2位の経済大国にまで躍進しました。昨年GDPで中国に抜かれたとはいえ、世界は日本抜きにはやっていけない状態になっていることが今回の震災で図らずも明らかになりました。日本からの部品が届かないため、世界各国で工場の操業が停止したからであります。焼け跡の中から我々の親世代、さらに祖父母の世代がここまで日本を築き上げてきました。その子供である我々に同じことができないわけは絶対ありません。そのためには、日常生活を取り戻し、経済を復興させることが不可欠であります。

地震発生以来、日本の各地で祭りや旅行などの自粛が広がり、佐渡の観光業や商工業も大きな打撃を受けています。このことは、被災地を支える一地域として決して望ましい状態ではなく、佐渡市民も過度な自粛は避けて通常どおりの経済活動の中で被災地を応援していくべきと考えています。その一方で、私たちのライフスタイルは大胆な転換が求められています。原子力発電の運転がとまったことで、東京電力管内ばかりではなく、各地とも電力不足のおそれが出てきており、もはや従来のような快適な生活を望むこ

とができなくなりました。原子力ばかりに頼らないで済むように、太陽光発電など自然エネルギーを利用した発電をふやすことも必要ですが、当分の間はそれだけでは全く足りません。電力エネルギーに頼らない生活のスタイル、我々は世界に先駆けて未来のライフスタイルを構築していくべきと考えます。昭和48年のオイルショックの後、日本は見事な省エネ経済をつくり上げ、それがその後の経済発展にもつながりましたが、いま一度我々のできることを少しずつ試みることを肝要と考えています。

これらを踏まえて具体的に質問をいたします。1、震災ボランティア体験を踏まえた考察から、佐渡市の災害対応策を問う。

- (1)、避難者受け入れの現状と計画。
 - (2)、避難者対象の佐渡・新潟間の無料化は継続すべき。
 - (3)、職員の被災地派遣の現況（予算額、活動内容、人数など）と今後の計画。
 - (4)、本市の危機管理。①、防災計画の修正内容。②、緊急通報システムは災害時に十分機能するか。
- ③、避難訓練の実施内容。
- (5)、水産加工場誘致の進捗状況。
 - (6)、県環境衛生研究所が進めているわき水活用の内容と本市の対応。
 - (7)、佐渡市の再生可能エネルギー（新エネルギービジョン）の内容。

2、農業政策における佐渡市の対応を問う。

- (1)、ジアス認定のメリットとデメリット。
- (2)、個別所得補償事業の改善策（昨年度の失敗を踏まえて）。
- (3)、中山間地域等直接支払制度（3期対策離島特認）において制度から漏れる農地の割合と面積。
- (4)、環境保全型農業直接支払対策の申請状況。
- (5)、3月11日の地震と5月10日及び6月23日の大雨により藤津川ダム上流の山林が崩落し、大量の土石がダムに流入して土砂ばけゲートが作動不能となっているが、市の対策を問う。

3、佐渡テレビエリアでのアナログテレビ視聴は、CNS同様に平成27年3月まで可能となったが、市民への周知が不十分ではないか。

4、交付金制度を活用した佐渡汽船の船舶建造について問う。

- (1)、高速化に対する市長見解。
- (2)、運賃還元の内容。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、近藤議員の質問にお答えします。

最初は、災害についてでございました。東日本大震災を受けて、市では震災直後の3月17日から被災者受け入れを開始し、本日までに累計約700人を超える避難者を受け入れております。この受け入れの際に行っている避難者を対象とする汽船の無料化等については現在内部調整を進めておりますし、一方では今回震災を受けて本市の防災体制につきましては、抜本的な見直しを行う必要が出ております。緊急情報伝

達システムやその他諸問題を速やかに解決するよう庁内組織を挙げて検討しております。詳細につきましては、危機管理主幹に説明をさせたいと思います。

次に、震災ボランティア体験を踏まえた考察から佐渡市の災害対応、水産加工工場誘致の進捗状況ということですが、東日本大震災で養殖施設は壊滅的な打撃を受けたことによりまして、当市出身の宮城県石巻の事業者からギンザケの養殖の再開とそれを活用しての加工場について話がありました。市としては、水産業の活性化を図るためにも成功した事業者から技術システムを導入し、生産から加工、販売型の一体となった事業を展開することで佐渡の水産業にとって大きな刺激となり、また雇用の拡大にもなることから積極的に誘致を考えております。まずは佐渡においてのこの取り組みが最初のステップでありまして、将来には水産加工まで意向を伺っているということで、各関係機関との調整をしております。また、養殖技術、加工までの一連の技術システムを漁協及び生産者に普及を図るために、東日本大震災被災者向け緊急雇用事業で若干名を臨時雇用し取り組んでいきたいと考えております。

それから、県環境衛生研究所が進めているわき水活用の内容と本市の対応でございますが、この調査は財団法人新潟県環境衛生研究所が公益事業の一環として実施しているもので、調査結果については市へ提供をいただけるということになっておりますので、災害時や観光等の面での活用が可能かどうかについて検討したいと考えております。

佐渡市の再生可能エネルギー、新エネルギービジョンの内容についてです。佐渡市ではエネルギーの確保、地球温暖化防止への貢献のみならず、豊かな自然環境を生かし環境への取り組みをより一層進めるため、自然環境と地域経済の調和がとれたエコアイランドに向けての取り組みをエネルギーの視点から見た佐渡市地域新エネルギービジョンをつくっております。その中で木質バイオマス、バイオディーゼル燃料、太陽光発電などの先導的事業と廃棄物系の利用など中長期事業に分けて、新エネルギーなどの推進を図っているところでございます。

ジラス認定と農業についてですが、これはさきにもお話ししましたように生物多様性や美しい風景はよくむ佐渡の農業、文化を発信し、農産物の販売促進や交流人口の拡大が図られること、これが期待されているところでもございます。このために、佐渡ジラスプロジェクトアクションプランを策定して、おけさ柿を始め米以外の製品についても環境ブランド化など高付加価値、あるいは米穀店についても引き合いがたくさんございますが、消費者を連れて体験型農業への参加、また大学がたくさん入ってきておりますが、これについての交流人口の拡大にもつながるといふふうに考えておるところでございます。デメリットということですが、今回の農業遺産については厳しい規制がほとんどありません。ただ、我々とするところの遺産を引き継ぐということで責任が生ずるといふことでもございます。まだ若い遺産の仕組みでもありますので、我々も参加しながら新しい世界の農業遺産についての構築を進めていきたいというふうに考えております。

それから、戸別所得補償事業、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払対策はいずれも農業政策の柱となっております、多くの農家に加入いただけるように努力をしておるところでございます。

また、藤津川ダムは農業用水の供給を目的としたダムであり、本市の基幹産業である水田農業を支える重要な施設であるというふうに認識しておりますので、さきの土砂災害についても対応をしっかりやりたいというふうに考えております。詳細につきましては農林水産課長に説明をさせます。

佐渡テレビジョンのデジアナ変換放送については、島内におけるケーブルテレビ事業サービスの均衡を図るため、CNSが既にそのことを発表しておりますが、この5月9日の導入方針の発表表明以来、自社のホームページやチラシの新聞折り込み、市報の有料広告掲載を通じて周知を図ってもらっています。詳細につきましては、地域振興課長に説明をさせます。

交付金制度を活用した佐渡汽船の船舶建造について問うということで、今回の船舶建造事業は佐渡汽船からおおさど丸の代替船で5,000トン級のカーフェリーを建造してもらいたいとの要望を受け、国の社会資本整備総合交付金の申請をしたものであります。市としても高速化や低コスト化が必要であると考え、プロポーザルによる船舶建造の基本設計を行う中で、幅広く提案を受けられるよう指示しているところでございます。運賃の還元方法については、国の交付金分65%を利用者全体に還元し、市補助金の分35%については島民に還元することといたしております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 補足答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、市の災害対応についてご説明申し上げます。

まず1点目、被災者の受け入れの現状と計画ですが、市長の答弁にもあったとおり佐渡市では3月17日から避難者の受け入れを開始しまして、3月23日からホテル、旅館等の宿泊施設を避難所として借り上げ今に至っております。現在受け入れ者数は100名近くに上っておりますが、うち9世帯21人につきましては既に公営住宅、民間アパート等に移っております。このホテル、旅館等への受け入れにつきましては一応7月31日までと期限を切っております。8月以降も長期に避難されることを希望される方につきましては、先ほど申し上げました市が避難所として借り上げた公営住宅や民間アパート等に順次移っていただき、そこで避難生活をしていただくということでございます。これにつきましては、救助法に基づく避難の支援を3月31日まで行っていく予定でございます。

2点目の佐渡汽船の運賃についてでございますが、当初避難者の受け入れを開始しました3月17日から4月末までの間、車両も含めて無料としておりましたが、福島原発等の収束に見通しが見えないことから、ホテル、旅館等の受け入れも含めまして7月末まで延長して対応してきたところです。一応7月末までホテル、旅館等の受け入れについては終了するということでしたが、8月以降も長期に滞在する避難者の方がいらっしゃいますので、それについては従来どおりといいますか、帰宅あるいは一時帰宅等につきましても佐渡汽船とその都度協議いたしまして無料化にいたしたいと思っております。また、新たに8月以降避難されてくる方も想定されます。その方たちも支援本部の方に連絡を入れるようにホームページ等で公表しておりますので、同じような無料化の対応をしていきたいと考えております。これにつきましては今現在調整中でございます。

続きまして、市の地域防災計画につきましては、今回の大震災を踏まえまして防災体制の点検、検証を行い、組織を立ち上げまして今検討作業に入っております。なお、重点的に見直す部分につきましては、津波対策を含めた震災対策を主にやっていきたい。津波対策については、特に2カ月程度をめぐりに見直しを行いたいと考えております。

それから、今年度実施設計を行う緊急情報伝達システムにつきましては、戸別受信機を主体とする屋内

用のシステムのため、防災上の効果をさらに上げる必要があると考えております。現在このシステムを補完するものとして携帯電話を利用したメール配信サービスやエリアメール等の活用、あるいはサイレンが設置されている箇所のシステムの入替え等を含めて、外部伝達システムの導入をプロジェクトチームで検討しております。

それから、最後に避難訓練についてですが、市では毎年1回地震を想定しました総合防災訓練を実施しております。今年度は8月28日に羽茂港を会場として行いますが、津波が想定される沿岸部の自主防災組織に呼びかけて一斉に津波避難訓練を実施することにしております。また、市内には約8割を超える自主防災組織が結成されておりますが、それぞれの地域で発生する可能性の高い災害を想定して、独自に避難訓練など自主的な活動に取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） それでは、農業の補助制度の加入状況から金井土地改良区が進めております藤津川ダムの土砂ばきゲートの問題についてお答えいたします。

まず、農業者所得補償制度の加入申請でございます。6月29日現在ですけれども、5,076戸、申請面積は4,988ヘクタール程度の見込みというふうになっております。これはもう少しふえるのかなというふうにも思っておりますが、大体の面積かと思っております。おおむね1件当たり10アールの未加入面積がございますので、おおむね九十三、四%ぐらいまでは網羅しているのかなというふうに考えております。また、加入を促進する手段として2月に島内10地区11カ所で説明会を開催しております。また、4月パンフレットを全戸に配布なのですけれども、5月には昨年未加入の方へ個別に通知を送っております。また、逆に昨年加入している方で申請がなかった方、その方にも個別通知の対応をしております。個別の対応もしながら、同じく5月に12会場での加入申請書作成相談会、最終に6月に全戸にもう一度忘れていませんかという趣旨のチラシのほうを配布しております。

中山間地域等直接支払制度の対象面積でございますが、田が9,914ヘクタール、畑、これには樹園地も含みますが、874ヘクタール、採草放牧地が8ヘクタール、計1万796ヘクタールが対象でございます。そのうち昨年からはまった3期対策で既に協定締結済みの農地が3,003ヘクタールございます。今年度追加見込みは今4,738ヘクタールとなっております。合計で7,741ヘクタールとなっております。制度に参加しない農用地としましては約3,055ヘクタール程度と考えております。率にしておおむね26.5%というふうに考えております。内訳としましては田が23.9%、畑が46.7%の非加入率ということになります。

環境保全型農業直接支払対策の申請状況でございます。これは、6月30日現在で申請者数が249名です。申請面積は457ヘクタールというふうになっております。

もう一点なのですけれども、藤津川ダム上流の山林が崩落し大量の土砂がダムに流入して土砂ばきゲートが作動不能になっているということなのですけれども、この土砂ばきゲートにつきましてはダムを管理、運用している金井土地改良区が事業を主体となってふぐあいの原因と考えられる電動弁の駆動装置の補修を今週に予定しております。既に事業の方は申請済みということになっております。ダム上流の山林の崩落により、ダムに流入、堆積した土砂のしゅんせつを実施できる補助事業も限られております。そういう中で電動弁駆動装置補修後の土砂ばきゲートの稼働状況、また排砂状況等を確認した上で土地改良区また

関係機関と協議、また調整をしまいたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

佐渡テレビエリアでのアナログテレビ視聴は、CNS同様に平成27年3月まで可能となったが、市民への周知が不十分ではないかということがあります。アナログ放送は地上デジタル放送をケーブルテレビ事業者がアナログ放送に変換して加入世帯にお届けするものであります。ことしの7月24日でアナログ放送が終了いたしますが、平成27年3月末まで従来のアナログテレビ、テレビを買いかえる必要はございませんで、今の従来のテレビで引き続き視聴することができます。これによりまして、周知の内容でございますが、デジアナ変換放送を実施しても地上波放送、それから衛星放送との対応が異なることがありますので、説明に難解になっているところがあるかもということでございますが、それにつきましては佐渡テレビジョンと話をいたしまして、誤解を招くことのないようにお知らせするように注意を心がけておりますし、佐渡テレビジョンに対しても要請をしております。これによりまして、佐渡一円27年3月までアナログテレビ、テレビを買いかえることなく見られるということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（金光英晴君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） さらっと写真の部分はいきますが、資料のナンバー1、この中で恐らく笑顔でカニ汁とエビ汁の振る舞い、頑張れと涙は禁止と書いておきましたが、意味がわからぬと思いますけれども、これは市民会館の松下館長さんの指示と聞きましたが、頑張れと言われたってこれ以上何を頑張ればいいのかと避難者から反発が出る。それと、涙というのはもうぎりぎりまで自分たちが涙をこらえているのに炊き出し隊のほうで涙を流されてはたまらない。だから、とにかく終始笑顔でやってくださいという忠告、指示でありました。食材は全部島民からの寄附でした。お金にかえると300万円台ぐらいとか聞きましたが、米も1升、2升ずつ広く回って集めましたし、魚も1カ月前から加工してためておいたと。イカは、出発前日に7番に写っている満三さんという人がわざわざ漁をやめてイカをとりに出て備えたと聞きました。かなり大がかりな炊き出し隊でもう一回やるかどうかはよくわかりませんが、市長も姫津のこの炊き出し隊、気仙沼も通ったと書いてありましたので、気仙沼のまちの状態はおわかりと思いますが、炊き出し隊に対して感想がありましたらどうぞ。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 写真を拝見させていただいて、改めて当時のことを思い出しますが、あれから1カ月以上たってからおいでになったので、かなり様子は変わったのかわかりませんが、いずれにしても姫津の皆さん方に心から感謝をすると同時に、あのときも市長おられて、あのときには話するなんて申しわけなくて、ごあいさつしてお見舞金を渡してすぐ島へ渡りましたが、いずれにしてもできるだけ早い復旧復興を願うばかりであります。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 2番目、自衛隊と自治体の支援、何枚か写真を撮ってきましたが、自衛隊さんは福

岡の第4師団ですが、ここに写っている左の公園で小さいテントで全員が1カ月交代で寝ていました。非常食、缶詰を食べていました。大変だと思いました。頭が下がりました。給水車が常時待機しておりました、それも含めて自衛隊が仮設のふろを用意してありました。午前男性、午後女性というふうに、大変みんな感謝をしておりました。地元の中学校ですが、自衛隊さんありがとうというふうな感謝のパネルまで窓に出しておりました。本当に災害になると自衛隊の活動は重くて、大きな評価をしなければならぬというふうに感じました。自治体の支援、この避難所には宇陀市の職員と浜田市の職員がずっと3名ずつ1週間交代で来ていました。答弁漏れていると思うのですが、佐渡市はどのような職員の派遣を続けておりますか。

○議長（金光英晴君） 山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

佐渡市の職員派遣につきましては、予算的には4,051万円の予算措置がなされておまして、主な活動内容につきましては消防職員の被災地の支援、それから被災地への支援物資の運送等を行いました。人数につきましては延べ61名でございます。今後につきましては、今全国市長会が総務省あるいは被災県及び全国町村会のほうとの協力体制の中で、先方が必要とする職員を派遣できるところが協力しながら交代で派遣をするという体制のもとに順次派遣をいたしております。今後もその形態の中で要請があれば、本市におきましても派遣できるものであるかどうか検討しながら協力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 全国市長会や町村会の要請はずっと続いています。佐渡市からのその要請にこたえた派遣は全くないと私聞いていますが、違いますか。それと、消防隊員が行ったのは直後だけで、それから一人も派遣されていないのではないですか。

○議長（金光英晴君） 山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 議員おっしゃるとおり、消防が行ったのは直後です。それから、一般職員につきましてはまだこちらの体制が整っていない部分がございますし、それから要請そのものが長期にわたるということから今調整をいたしてる最中で、体制が整い次第対応していきたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 市長、100日たっても体制がとれないなんていうことは通常あり得ない姿ですね。どうして佐渡市だけが一人もこうやってほかの被災地、何百カ所とあるところ、いろんな自治体から継続派遣しているのに佐渡市は今総務課長の話ですと体制が100日たっても整わないから派遣できないという答弁でしたが、あなたはどう考えますか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） これは、県がまとめて正式に要請するというので、これについては県の指示待ちというふうに聞いています。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 今の答弁違いますよ。要請は来ているけれども、佐渡市が全くこたえていないのです。直後の何日か消防が行ったきり、佐渡市だけが職員一人も100日間派遣なしです。困っている人は助

けてあげましようって。人間の常識でしょう。今後検討してください。

ナンバー3、復旧復興状況ですが、これが例えば20番の写真、寄せ書きは例えば前のページの7番のところをちょっと写っています。あちこちにありましたが、私は途中までしか読めませんでした。二、三メモをしてきましたが、「神様へ、あの日に戻してください。お願いします」「ふざけんじゃねえ、おれを甘く見るなよ。死なねえぞ」「ごめんな。ごめんな。父ちゃん、母ちゃん」次は平仮名で、多分2歳か3歳児ぐらいの字でしたが、「ばばとままとおにいちゃんへ。いきているといいね。げんきでいてね」などがずっと書かれている。とても現場で涙流すなど言われましたが、涙なくしては読めない文章が多かったということであります。22番、私たちが行っている最中にも瓦れきが、市長ご存じと思いますが、2週間も火がついていたものですから重油が物すごいのです。自然発火してでかい火災になっていました。この災害地はまだずっと災害は継続中です。24番、ずっとまちの半分ぐらい、3分の1ぐらいが水没しているのです。気温が高くなるものですから異臭がする。それから、本当に佐渡で見ることのできないようなハエが炊き出し隊のところでもわんわん来るのです。2人ぐらいハエをどける役が要りましたので、悲惨な状況です。

菅原茂市長より聞いたことを書いておきましたが、1番、気仙沼の人口は7万3,000人、死者1,481人、行方不明者508人。18平方キロ、市街地の3分の1が水没、現在地盤沈下74センチ。今言った24番です。瓦れき25万立米は市の年間処理量の100年分であり、市単独では処理不可能。25番、26番の写真です。オオクロバエ、体長1.5センチが瓦れきから大量発生しており、衛生面の対策が急務。写真24番。9,800人の失業、求人倍率0.19、市の緊急雇用対策として瓦れき撤去と避難者見守り隊など700人規模を考えているが、抜本的な産業再生、雇用のめどは立っていない。市内の70%が水産関係者で、カツオの水揚げ高は14年間日本一だった。早急に漁港再建をしたい。石油コンビナートから漏れた重油による大規模火災が12日間続き、大型漁船などが全焼し再起が困難。写真23番。避難所では1日2食、缶詰、おにぎり等を配給している。仮設住宅3,210戸が必要。現在1,383戸建設済みだが、入居者は光熱費、食費が必要になるので避難所から出ることができず、30%が空き住宅となっており、早急な国の被災者支援体制が必要。写真27、28、29、30です。被災者夫婦無理心中の遺体が発見されており、連鎖を危惧している。こんな被災地の状況です。市長の所見を伺いたい。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 私が言ったのは1カ月に足りないときでしたから、まだ茫然としている雰囲気が残っていました。一番大変だと私が思ったのは、まだ雪が降り終わりのころですから、今みたいな写真の状態ではありませんでした。港にまだ瓦れきが浮かんでいまして、つまり船が出入りできないのです。同時に地盤沈下が七、八十センチあるということで船が着けないのです。仮設の、仮設というのは板を渡しただけの船の接岸所がやっと違う場所にできたばかりでしたから、しかしながらあそこの写真にもありましたが、カツオ船の大型の遠洋漁業の船がみんな当時湾内全部火になりまして、気仙沼大島の山林にまで燃え広がって、当時の一面の火の様子を生々しく語っていただいて、その瓦れきの撤去が大島では米軍でないとできないということで、米軍の上陸用舟艇、それから米軍兵隊がまだ残ってやっていました。その後遺体も含めて回収できないままに温度が上がってこういうふうな格好になったと思うので、本当に目を覆うばかりということで、これに対する対応はもう既に単なる民間だけではなかなかできずに、私が行っ

たときはまだ消防、佐渡の消防は次の交代期でたまたまいなかったですが、きょうもまた遺体が見つかったと瓦れき撤去の間に生々しく新潟市消防隊の隊長がお話いただきました。いずれにしても、語っても語り尽くせない内容ですが、何とか支援の手を差し伸べたいというふうに思っています。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 時間の関係がありますので、また時間がありましたら後でやりますが、ナンバー5、私の資料を使っても結構ですので、支援の内容、大変いい答弁でしたので驚いていますが、支援の内容を詳しく、ここに書いていないのがありますね。支援金とか家電の貸し出しとか、それから人数ももう一回私の資料を使って結構ですから正確なところを教えてください。加えてこの支援の内容の中で、1番は交付税算入とか2番が救助法とか、財源も教えてください。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 6月27日現在の避難者の状況についてはこの表のとおりでございます。ただ、ちょっと参考までに昨日の状況をお教えしますと、ホテル等の受け入れが74人からまた2人ふえまして76人になっております。それから、3次避難所については変わりございません。それから、親類宅その他に滞在している方も35人、変わりございません。続きまして、佐渡市の避難者への支援内容なのですが、2次避難所、ホテル、旅館等宿泊費、これも7月末まで全額このままでございます。これは救助法支援です。それから、3次避難所、佐渡市では3次避難所とっておりますが、県レベルではこれも一緒に2次避難所になりますけれども、我々としては区別をつけるために3次避難所と。それで、アパート、空き家、それから公営住宅、これを避難所として市が借り上げて家賃、光熱水費、食材の支援、これを行う。これもすべて救助法です。それから3番目、親類宅その他支援なしと書いておりますけれども、基本的な支援につきましては、2次避難所、3次避難所にいる方と同等に扱っております。つまり避難証明を出しまして、例えば温泉施設の無料入浴とか市内の路線バス代の無料、公共施設の使用料無料等を行っております。それから、来る際の佐渡汽船の運賃の無料も行っております。それから、帰る際の運賃の無料も避難者扱いとなっておりますので、行っております。ただし、避難所として親類宅その他というのは認められませんので、その部分の救助法の支援がないということでございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 救助法の支援というのは交付税算入でしょう。特交算入。それと、もう一回この支援内容、今説明されたものの期限もう一回ははっきり聞きます。はっきり説明してください。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 救助法適用というのは特交でも交付税算入でもございません。特別に国県から別枠で来るという形になっております。それから、2次避難所、これについては7月31日まで、それから3次避難所、これは来年の3月31日まで、それから7月で打ち切り方針としております以下の避難者の優遇といたしますか、支援措置につきましても8月以降に避難者が滞在している部分については、今すべて適用を考えております。つまり……

〔「ずっとですか」と呼ぶ者あり〕

○危機管理主幹（本間 聡君） 一応今年度中だけです。3月31日まで適用させると。現在市内にいる避難

者については8月以降も滞在する避難者については適用させる方針で、関係機関と早急に調整をとりたいと考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 問題は網かけて書いておいたように、親類とか知人宅に避難している避難者です。④のその他の支援は受けられる、それは当たり前です。ところが、2次、3次避難所、①、②が全く受けられていないわけです。35人ももしかもある。その人たちに、佐渡市が用意したアパートでも空き家でも入ってもらえばいいという理論でしょうけれども、親戚に身を寄せて漁でも、それから農家でも手伝いながらやっている人たちが多くいわけで、離れたアパートなんか入りたくないという人が私耳に入っています。そこで、せめて1週間、2週間なら親戚、血がつながっているので、多少の面倒を見れますが、もう3カ月もたっているのです。毎日3食つけて、負担は大変だと思うのです。そこで、今聞きますと全部救助法で細かい金額、4番だけが佐渡市単独で金出しているという意味でしょう。わずかな金額です。ここの②番の総合生協へ注文して、1日1,010円の食材を提供しているというのだけでもせめて親戚宅へ避難している人たちに支援してあげてはどうですか。金額もわずかなものだと思うのですが。そうしないと親戚のところにいさせたいけれども、負担も多くてお互いに気まずくなるということも十分考えられますので、そのぐらい佐渡市でやってやってもいいと思うのですが、あなたは無理だし、市長どうですか。親戚宅で受けている人たちは全く支援が今ないのです。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今の仕組みの中でそういうことができるかどうか、ちょっと今危機管理主幹、これから返事すると思うのですが、ちょっと調べてから答弁させてください。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 今の親類宅その他に居住している方、これにつきましては今までに随分ホテル、旅館等に移っていただいた方もおりますし、それから公営住宅、アパート等に移っていただいた方もおります。そういう移っていただけない方についての支援方法なのですが、救助法の範囲内の支援という形になりますとちょっと難しいこともありますけれども、できるだけ何とかして支援する方法がないかという部分、いわゆる物的支援の部分になると思えますけれども、その辺できるだけ要望にこたえていくような形をとっていきたいと考えております。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） そういうことですので、前向きな危機管理主幹の答弁ですから、食材を親戚に身を寄せて避難している人にも提供する、支援するということは市長ここで返事できますね。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 親戚に避難され、あるいは知人宅にしても金だけがすべてではないと思うのですが、しかしその様子を聞いて、その状況によってどう対応するかというのは決めさせてもらいたいというふうに思います。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） ですから、金をやるというのではないです。総合生協から注文をして、食材が配達

で届くサービスなのです。それはできますね。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） この部分も1人1日110円、これを食費の提供という形で救助法に基づく提供なのです。それで、計算していただけるとおわかりのとおり結構な金額になります。そのすべてをここに合わせてやるということはお約束することはできないと思いますけれども、何らかの形で要望にこたえたいと考えております。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 私も急に言われたのでよくわからなかったのですが、現状をよく把握してそういう深刻な問題があるなら改めて佐渡市がやるかどうかを決めさせてもらいたいと思いますが、その認識といますか、情報等をきっちりしたことを彼から正式に後日、上げさせます。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） そうすると、もう7月末で打ち切りと言っていた佐渡汽船の運賃無料は、8月以降も避難者がいる限り継続をするということで受け取っていいわけですか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 個別に対応させていただきます。ただ、一時帰宅とかどうしても佐渡汽船を利用しなければならないときに限らせていただきたいと思います。今現状、ちょっと新潟行ってきたいとかそういう部分を対象にしているようですので、その辺は精査させていただきます。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） これは私はかなり大きな声を出したのもありまして、佐渡汽船が半分、佐渡市が半分運賃補助をしているやつです。1カ月や2カ月に1回ぐらい福島県へうちの様子を見に行きたいというのは当然でありますから、無料化の継続をお願いしたいということでもあります。

ナンバー6、湧水、わき水の調査の実施です。これが右側に2つほど新聞記事を載せておきました。1つは岩手の大槌町安渡地区。東日本大震災で被災して水道が不通になった岩手県大槌町安渡地区では、豊かなわき水が住民を支えている。安渡小避難所では、この水がタンクにためられ避難生活に役立っている。これは3月22日、10日後、直後です。下の朝日新聞の6月2日は、津波で壊滅的な被害を受けた宮城県南三陸町では、被災から3カ月たった今も水道が使えない。復旧率はわずか1%。頼みの隣接市も水不足に陥っており、水のない生活に住民は疲弊し切っているという記事です。だから、今回の被災地は水が生命線であって、水不足が相当の地区で広がっていて、みんな困惑をしているという話です。そこで、偶然この時期に財団法人新潟県環境衛生研究所というところが佐渡のわき水を1,000万かけて調べてくれるという話です。佐渡市内における湧水の現状を把握して、貴重な自然環境と水環境の保全や防災のために活用するための基礎資料をつくってくれるという話です。今年度は箱根清水、両津羽吉、翁助清水、百足清水、梨の木清水、鰐清水、強清水、この6カ所を調査するのだそうです。1回目の調査では、6つあるうちの3つが大腸菌が何とゼロだった大変水質のいい清水だそうです。したがって、佐渡市もできるだけ協力をすべきと私は思っておりますが、これ去年の柏崎の同じ研究所がまとめた報告書です。柏崎の場合は、柏崎市が共催でやっています。この研究所と一緒に。それで、ちゃんとこれ県の出している湧水の説明書。この調査をやった後にこうやって載せてくれるというふうなこともやっていますので、ちょっと議

長いのですか。大腸菌、だから6カ所のうち3カ所がいい水だったと言われていました。そういうことで、市長、協力体制をしなくてはいいと思いますが、あなたのご意見を伺いたい。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 急な話でもありますし、名前だけでよければ、悪いことでなければ別に構わないと思いますが、よろしく。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 市長、急だ急だと言うけれども、三、四日前に近藤資料を渡してあるでしょう。通告も何週間前に渡してあるでしょう。何が急なのですか。私は、これめったにないことなのです。いつも前の日に渡すのに三、四日の前にあなたに渡してあるはずだ。それを全然目を通してこなかったの。やる気がないな。私の中で一つも急な質問ないですから、ちゃんと答弁してください。

ナンバー7見てください。ナンバー7は佐渡市地域新エネルギービジョンです。基本方針の1に本土に依存しないエネルギーと書いてあります。これだから意味を質問したいのだけれども、焼却場の担当者がこれ説明するというのも範疇ではないような感じがしますが、今そういうことになってるので、担当課長、まずお願いします。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

今ほどの質問で、新エネルギービジョン基本方針、本土に依存しないエネルギー体系を構築しますということでございまして、このエネルギービジョンの基本ということで、5つほどの基本を持っております。1つに、今お話がございました本土に依存しないエネルギーの構築を目指す……

〔「質問はこれの意味を質問しているの。1本。5つなんか言わんでいいよ」

と呼ぶ者あり〕

○環境対策課長（児玉龍司君） 本土に依存しないエネルギーというのは、体系的に本土とつながっていないということで、本土に依存しない佐渡島内で自給できるエネルギーを目指すという意味でございます。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 自給できるエネルギーを目指すという答弁でしたが、課長、佐渡市の東北電力の電気料を含めての収支は赤字か黒字か知っていますか。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

その件について、東北電力のほうに問い合わせましたけれども、営業上の関係で教えていただけませんでした。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 私が4年前ある所長に聞いたときには、15億余り赤字だというふう聞いております。その後新たに2万キロワットの追加発電所、火力がつかしました。ですから、それから変わっていると思いますが、赤字が減るということはないのではないかとこのように思います。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 重油も2万キロリットルたっているのです。大赤字。小田純一さんと一緒だったの

ですが、新潟の民主党の集まりで新潟市内の副支店長さんが講演をやって、その後また話ししましたが、佐渡は赤字で困る。先日佐渡の営業所へ行きまして、副所長さんに話を聞きましたらえらい赤字だということで、ちょっと赤字の額はここで言えませんが、まさに東北7県みんな黒字なのです。佐渡だけが赤字。本土にまさに依存して、この安い統一した7県の電気料金で私たちは電気をつけているわけです。本土に依存しないってどういう意味ですか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 恐らくエネルギー源自体を100%島内産でやろうということだったのだろうというふうに思います。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） だっただろうと思うのではなくて、このビジョンはあなたがつくったのです。18年2月に発行されている。しかも物すごい金かけています。あなたがつくったビジョンなのにだと思えますみたいな話ではだめです。いいですか。油も今言ったように重油2万キロたっているのです。島外の油です。佐渡に油出ないから。だから、ほとんどを島外に依存しなければ佐渡の島民の受益はないわけです。ところが、この方針の第1番目に本土に依存しないエネルギー体系を構築しますなんてでたらめをなぜあなたは書いたのですか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この体系をつくるということと、いつまでできるかということはまた別なのですが、当然現在2%弱の水力、これはこの間間違えましたけれども、わずか数%のエネルギーをそれでは島内産のエネルギーで置きかえたらどういふふうであるかと。でも、理想的なことをいえばやはり島内のエネルギーで充足するというのが当然のことです。さっきの原発のときのお話にもありましたが、我々は原発に依存していないということではないのです。原発に依存して極めて低廉な料金を化石燃料を燃やしているという状態なので、これは基本方針ですからできるだけ100%に近い、それはなかなか難しいですけれども、島内産エネルギーをもって発電を行いたい、発電というか、エネルギーを賄いたいという方針でございます。それから、導入目標は自然エネルギー、その中でも自然エネルギーを100%を生かした島を目指しますということなので、目指す方向は間違っていないというふうに。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 日本語としておかしいのではないと思って専門家に見てもらいました。ファクスを送って。こんなでたらめな表現は絶対あり得ないと言われました。自然エネルギーを100%生かした島づくり、島を目指します。とんでもないと、100年たってもそんなことできないのを導入目標に挙げるなんていうレベルの低さを言われました。これはビジョンなのです。中長期の計画なのです。10年スパンぐらいの。上のエネルギー体系構築、本土に依存しないエネルギー体系の構築なんて末代できない。この日本語は間違いですと専門家に言われましたが、もう一回答弁しますか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今応援していただきましたけれども、あくまでもビジョンですから、願う方向はそちらのほうで私はいいと思います。ただ、どこまでできるか、これはでも志というのはやっぱりないところには計画はないわけですから、当然門というのはあけようと思わなければあかないわけですから、努

力はし続けるべきだと。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 100%生かした島、あなたは訂正していたけれども、99%油をたいている電力です。それを自然エネルギー100%で島を運営するなんていうことは恥ずかしいと言われました。目標、夢でもあり得ないことを、しかもこの2つは佐渡市へ行政視察に来る議員に全員に配っているのです。笑われています。それ知っていますか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 課長からそういうふうな報告は受けていないので、私は知りません。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） このビジョンの資料を除いた一番最後に書いてあります。これを実現するためにどうするか。佐渡市が中心となり公募市民、事業者、地域団体、市民団体の代表から成る自然エネルギー導入推進協議会を設置して、ここで中長期の計画を練って実現をしていく、これが一番大事な組織だと言われて書かれています。この協議会のメンバーとどのようなことを決めて、どのようなことを今まで実現して、どのような将来計画になっているか説明をいただきたい。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

ただいまの質問のその組織については設立されてございません。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） このビジョンの一番最後の締めページです。協議会をつくってこれから進めていくと。これどのぐらいかかったと思いますか。何千万かけているか、何百万かよく知りませんが、このビジョンの締めが協議会設立なのです。それを何もしていないというような答弁通りますか。市長、見せましょうか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 時間がたつといろいろ世の中の流れは変わりますが、確かにあの後いろんなことをやってみたのです。例えばバイオマス、ちょうど2,000キロワットということで何度もお話ししましたけれども、双日とやってみました。しかし、賦存量、賦存量というのはバイオマスの能力はあるのですが、実際問題として佐渡全体の生産できるチップの数というのは現状では6,000トンから7,000トン、しかし2,000キロワットつくるには8,000トンのチップが必要だと言われて、実際問題としてその体制もそれでは切り出しのほとんどただでチップを入れないと合わないわけですが、それはだめでした。それから、例えば太陽光、でもあの時点ではどう見ても採算が合わない。補助制度もそこまではないということです。それから、風力、これも議会でもお話ししましたが、いろんな問題が出てきました。例えば小佐渡の山並みに持っていくにしてもいろんな規制はもちろんありますし、あのころからちょうど騒音の問題で各地でトラブルが起き始め、バードストライクの問題もあります。そういうことで新たな我々の着実なビジョンをつくらなければいかんというのも事実であります。そういう意味でこれは大きな反省をいたしますが、新たに我々は自然エネルギー、循環型エネルギーで佐渡のエネルギーを可能な限りふやしていく努力をこれからしていかなければいかんというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 5年もたっているのに何もしないで、協議会もつからない、でたらめな文書を今でも行政視察に配っている。せめてそれだけは直しましょう。佐渡が恥かかから。かなり言われています。それと、これは事務的なことですから課長でも答えられると思うのだけれども、今政府の閣議通っていますね。再生可能エネルギーの特措法、その内容を教えてください。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

今国会のほうに提出されている再生エネルギーの買い取りの特別措置法案でございますけれども、この内容につきましては再生エネルギーの買い取りについて制度化するものでございまして、今の案といたしましては今後10年から15年間の期間の買い取り、そして個人、事業所等の買い取りの価格を確定すると、そして事業者には、電気事業者でございますけれども、その買い取りの義務を発生させるといったような内容かと思えます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） それが電気事業者、例えば東北電力が15円から20円で買うのです。ところが、それは買えば買うほど赤字になるので、電気料をどのぐらい上げるかという案まで出ていますが、あなたご存じですか。

○議長（金光英晴君） 児玉環境対策課長。

○環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

買い取りの価格については、まだ案ということで出ているということでしか私は承知してございません。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 担当なのだから、もうちょっと勉強しましょう。今質問してもこれ以上無理ですから。笑い話を言います。きのう、おとといBSNのラジオで「石塚かおりのゴゴララジオ」というのがあるので、おれは女房から聞いたのですが、こう言っていた。佐渡は節電対象ではないので、暑い夏は涼しい佐渡へ出かけるのもいいですねという話。私このPRありと思いました。それによって観光客がふえて被災地支援にも貢献できる。クールビズなんか要らないです。ばんばん冷やしましょう。どうですか。佐渡はほかに迷惑かけないのだから。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 実は、ことし災害が起きてから県と話をしているときに、某副知事からもその話がありまして、我々はそれでは、いずれにしても佐渡ばかりではなくて、佐渡がクーラーつけられるとかいうことではなくて、東京から逃げ出せば、都会から逃げ出せば東京の電力を節減できるというキャンペーンにしようということで、それは現に県中心にやっただいております。ただ、この時期でございますので、佐渡だけどんどん油を使っていいということにはなかなかかなりづらいということなので、控えながら積極的にそういうアピールを現在しているところでありまして、我々は特に佐渡は粟島とか島は電源のルートが断ち切られている。そういう意味で逆の意味である意味でチャンスであるというところを捉えております。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） だから、そういった逆手にとる方法もあるのかなと思いますが、ただ市長がいつも言っているように佐渡は電気の自給自足をしているとか、ほかの者に世話にならんでやっているなんていう表現は慎重にしたほうがいいと思います。私のところは東北電力が大赤字ですが、おもしろい赤字なのです。普通電力というのは、使えば使うほど赤字額が少なくなって黒字に近づく。市長ご存じかどうかわかりませんが、この島は使えば使うほど赤字が多くなるのです。そういう関係にあるので、さっき言いました新潟副支店長の佐藤さんは、できれば東北電力のためにも余りばんばんと使わないでほしいという話はしていましたが、今佐渡の観光客を引っ張る文言としては日本じゅう15%節減して暑い中苦労している。佐渡は涼しいですよというのはありと私は思っています。そんなことで市長には聞きたいことが山ほどあるのだけれども、電気自動車を普及して10カ所ですか、何とかというチャージポイントを設けたいみたいな話をしてはいますが、電気自動車は重油をたいた油で起こした電気を引いています。だから、もともとはCO₂をマフラーから出すか発電所から出すかの違いであって、CO₂の削減にはなりません。それをいかにも電気自動車を買ったと、450万もするのをエコに協力しているみたいな話をしてはいますが、市長どう思っていますか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） これは、実際問題としてガソリンエンジンの熱効率というのはほんの十数%しかない、非常に効率が悪い。最近ではよくなりましたけれども。ところが、例えばディーゼル発電機の熱効率というのは50%に近づくぐらい今の熱効率はいいわけです。そうするとガソリンを使うよりもバッテリーにチャージして使ったほうが、それでも少しはロスになりますが、圧倒的にCO₂を出す量は違います。そうしておいて、この発電所の発電のシステムの中へバイオマスだとか循環型のエネルギーを売電する、売電のわけです。それで徐々に置きかえていくというのが佐渡の理想的な循環型エネルギーへの道筋だと思います。これは長い話ですが、ところが現在の電気自動車はアイミーブでも160キロ、公称能力、リーフでも200キロです。佐渡全体を走ると280キロであります。そうすると、五島列島の新上五島町、あそことか五島市は長崎県が肝いりで100台入れました。あそこは1周してもアイミーブの160キロで十分走れる。ですから、十分効果もあり、レンタカーにもなっていると聞いています。しかし、佐渡はまだみんなが安心できないのです。ですから、私はチャージポイントをつくっていますが、ことしも予算をいただきました。これはどういうことかという、その準備をして、恐らく300キロぐらいまで走れないと、普通の車だったら500キロ以上走りますが、それが少なくともその半分以上、6割、7割は走らないと本格的普及にはいかないのではないかと。でも、それは次のトヨタが本当かどうか知りませんが、十分それを賄うと言っている、それを待って、本当に数年後だと思のですが、一斉に佐渡で使える時期が来るだろうと。そうすると圧倒的に油代が安くなるわけです。そういうこともあって、なるかどうかわかりませんが、そういう方向で今回の電気自動車については推奨しようということでやっているわけです。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 時間がないので、難しいことを言うのはやめますが、専門家の話では佐渡の場合、古い発電所なので重油をたくとガソリンの熱効率と1割まで変わらないと言っています。そうするとあなたの理論は全くあり得ない理論。だから、もしやるとしたら太陽熱発電やって、太陽熱発電をつくると

きに原料に熱使いますけれども、それをやってそこからチャージして電気自動車を走らせるというふうなシステムをつくり上げなければ何にもならないことをやっているのだ。大きいところでたくか、マフラーでたくか、その違いだけでほとんど変わらないと聞いています。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 熱効率については、これは間違いなくデータは出ています。問題は正しいかどうかということになるとちょっと問題です。我々素人同士が正しいか正しくないかというのはそれはやめて、結局使い勝手のことをいうと太陽光発電というのはお天気になったら発電しますけれども、雨になったら発電しない。波があるわけです。どうしても売電、つまり東北電力に買ってもらなければ。そのことが必要なのです。そうすると一斉にもし太陽光発電になったら、東北電力は今度は買えないわけです。量がふえれば。発電所があったって自分が供給する電気よりもたくさん買わなければいかんようになる。そこで何が必要になってくるかというところと電気自動車にバッテリーチャージをする。それから、それは我々にも提案があった。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） 違う違う。それはスマートグリッドという言葉は何度も何度も言い始めましたが、スマートグリッドが必要になってくるわけです。東北電力は、実は今のシステムの中だと天然のエネルギー出しても買うのは嫌なわけです。全部赤字になってしまうわけですから。さっきおっしゃられた。政策としてそれを政府に決めて、だからこの特措法が必要だというのはそういうところなのです。東北電力にとっては大変です。でも、値段も当然上がります。しかし、我々はこの天然エネルギー、それから循環型エネルギーを使う社会をつくるにはどうしてもそこが必要になってくるので、その壁は乗り越えなければいかんということですよ。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） やめます。エネルギーばかりで終わってしまう。後でゆっくりまた市長とお話をしたいと思いますが、ナンバー8のダム、これは私のうちの上流にある、後ろにある藤津川ダムです。読みませんが、写真つきで4回も4次災害まで出て、大量の土石が藤津川ダムへ流入しています。甲斐副市長はおわかりと思いますが、結果して有効貯水量が極めて少なくなっています。そこで、藤津川ダムというのはほかの農業ダムと違うところがあります。手元に確約書というのがあるのですが、これは田中一郎町長と古田江、新田江のそれぞれの総代が57年3月23日に調印したものです。すぐ下流から水道水源を藤津川ダムはとっているのです。そこで、こう書いてあるのです。藤津川ダムの水がかんがい用水に支障を来し、乙、乙は水系関係者より申し出があるときは水道の使用を調節するものとして、この場合のかんがい方式、方法は旧来の慣行を遵守するものとする。甲は、藤津川の流水を藤津川ダムの用水及び金井西部簡易水道水源に使用するについては旧来からのかんがい用の水利権を確保し、乙より次の各項の申し出がある場合はそれによる。中は平たく言うと農業用ダムであるから、農業用かんがい用水が一番優先する。それが土石で少なくなった場合は、水道水源をとめてもいいですよという確約書なのです。したがって、これは500軒1,300人が飲んでいる水ですが、今のように土石が詰まった場合は改良区が反別割で7.5%とるなんていうことをしないで、人間の命がかかっている水道水をとめますよという確約なので、これはほかのダムとは違うわけで市の対策が必要です。どうですか。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

藤津川ダムの有効貯水量と堆砂量の問題です。堆砂量につきましては現在24年でございます。その計算の中では標準堆砂量というものがございまして。その中では、まだしゅんせつするほどの堆砂がたまっていない。ただし、先般から流れておるのも事実だと思います。そういう形で今金井土地改良区が堆砂量の調査を事業として入っております。その調査結果を待った上で対応したいというふうに考えております。ただ、このダムのしゅんせつ工事等につきましては、基本に事業がため池等整備事業ということになりますので、非常に厳しい堆砂量の制限がございまして。有効貯水量の1割程度の堆砂量の制限がございまして、やはりまず調査をしっかりとした上で土地改良区、県、我々も意見を述べるような形になると思いますが、我々も中に入りながらその対策についてご支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 今ため池整備事業言いました。直近の例では、平成10年の8・4水害のときに新穂ダムがやりました。メモによると5億3,000万で、これ15億3,000万ではなかったかな。国が55、県が30、市町村が7.5、地元が7.5の負担でしたが、藤津川ダムは農業専用ダムなのです。でも、時代が変わって水道水源がどこからもとれないから、水道水源を農業水利権優先でもいいからとらせてほしいという話で進めたので、地元がまた反別割で全部金を持つというのではなくて、困るのは多くの水道を飲んでいる人たちが一番困るわけです。だから、システムが違うので反別割ですべてをとるなんていう考えではなくて、基本が違うということをあなたは理解しておいて。きょうあしたの話ではないけれども。わかりますか。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

水道の問題についてはダムの下流のほうから土地改良区の許可、同意を得てとっているというふうに考えております。そういう形ですので、水道をとることによって違うか違わないかという点につきましては、また上下水道課のほうともちょっとお話を聞いてみたいと思っております。また、今ため池等整備事業のお話なのですが、今事業のもしやるとしたら負担率なのですが、旧新穂村の時代は地元7.5%でした。これは地元負担の15%を市と改良区で割ったものです。今は、地元は5%ということになっておりますので、この事業については地元負担は5%という形で把握しております。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 改良区の許可を得て、水道水源から藤津川ダムの水から水道水をとっているのはとんでもない。改良区はそんな権限ないのだから。改良区に権限あるはずない。水利権者の権限です。改良区は間違っただけで徴収した改良費まで全然戻さないし、それから今言った土砂ばけのゲートだって改良区の管理が悪いのはあるのだ。それで、改良区は何でもまた反別割で農民にかければよいと思ってやるかわからないけれども、多少の補助金でも佐渡市から入れているから、改良区に対する指導の体制はあなた方がやらねばならぬのです。だめです。ちゃんと指導しなければ。違いますか。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

指導の件につきましては、土地改良法上では県が指導するということになっております。我々佐渡市と

して補助金を出しておりますので、その補助金に関するものについてはもちろん指導する権利があるというふうには考えております。ただ、一般的な今回の土砂ばきゲートとの操作等を含めたダム管理については、県からの委託ということになっておりますので、このことについてはもちろん意見等を申し添えて、きょうこういう形があったことを県等とお話はしたいというふうに思っておりますが、それを我々の強力な指導という形にはちょっと今はなりにくいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） だから、指導しなければいけないのではなくて指導できるという立場なのだから、県とちゃんと連絡をとりながらすべきことはやってください。

ナンバー9、これはまだ圧倒的多数の市民が知らない。佐渡テレビエリアで佐渡テレビのアナログテレビが4年間そのまま見れるということがわかっていない。議員だって知らない。これは周知が足りない。私この件だけで市長ご存じのように半年以上もCNSもただにせいとただにした。当然市民であるから佐渡テレビエリアもただにせいということをお願いしてきましたが、先月ただになったのですが知らない。1つだけ例をここに挙げておきましたが、これは広報「さど」の掲載広告なのです。いいですか。読む時間がないから読みません。これを見て地デジをアナログに何たらこうたらで、最後はデジタル放送への対応を早目をお願いしますという宣伝しかない。これ高齢者が今のテレビをそのまま見れると理解できますか。左がCNSのPRです。網かけたところ見てください。テレビを買い換えなくても地上デジタル放送が見られる措置です。だれでもわかる。右側はわからない。こんな広告ではだめです。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

今ほどの御指摘のように、CNSテレビ、それから佐渡テレビジョンとでは網かけの文言が違います。また、近藤先生のほうからご質問を受けまして、6月の20日テレビ番組が放映されております。私もそれを確認いたしました。その中で非常に紛らわしいというふうにありましたので、早速担当に言いまして連絡をとりました。いかんせん民間でございますので、私たちは指導という、そういう上からこうなさいということはありませんので、協力をお願いするということで今現在はそういうふうには直っているかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 民間業者なので、指導はよく理解します。でも、これによって勘違いをして被害を食うのは佐渡市民なのです。私が指摘して、あのテレビ見ましたか。何言っているか何にもわからない。今のテレビのまんま見れると一言も最後まで言わない。セットトップボックスをつけるということは言います。1,500万円かけて地デジの変換器を買って、ケーブルに入っている市民には同じサービスを受けられる権利なのですから、ちゃんとわかるように表現して、まだ1カ月ありますから、23日。どうですか。わかるように宣伝してください。市民全くわからない。ここにいる議員だって佐渡テレビエリアの中の人いますが、知りません。わかりません。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

今ほどのおっしゃるとおりでございますので、再度働きかけて市民にわかりやすい周知方法ということ

でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 佐渡汽船ですが、これは佐渡市の負担分を佐渡市民だけに使えるというのは鷺尾事務所もかなり汗をかきましたが、もう一度市長に質問します。質問していいですか。高速化と、それから書いてあるように低運賃化、低コスト化、先ほど言われましたが、具体的にどのようにすればいいと考えますか。その2つ。新造船をつくるには速くしなければいけない、安くコストを下げなければいけない、それはあなた答弁したけれども、具体的にどんなことを。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 佐渡汽船の運営に携わっているわけではないので非常に難しいのですが、我々が時々提案するのは経費を安くするのは必ずしも利用者にサービスばかりでは安くなかなかならない。両方あるのです。ですから、今は佐渡汽船は通常のフェリーと、それからジェットフォイルの組み合わせが一番いいというふうに言っております。何年か後に新しい技術や新しい船のタイプが出てきたときには新しい提案ができるということを我々は言ってるわけです。それは何かというと、できるだけ1つのタイプの船で高速でかつまた今までの機能を果たせるような船を入れたらどうかという提案も以前しました。ところが、我々は技術的なバックボーンがないわけですから、それがいいのかどうかというのは検討はまた必要です。そうすると、今の仕組みの中へそれを割り込ませていく仕組みはそう簡単ではないだろうということとは理解できるのです。でも、それをやるには、ではどういうふうにしたらいいかのお互いに研究や議論はやってもいいのではないかということは提案したことがあります。ですから、それがいろんなところで話題になっている高速フェリーだとすると、例えば……

〔「高速船じゃだめだ」と呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） だめというか、例えば高速船で今ジェットフォイルが1時間5分で走っているのを1時間20分でもし我慢できるとすれば、それで全部かえてしまう。そうすると本当にいいのかどうかという議論が必要だということで、そういう方向がなければ3機種を入れていくというのはなかなかちょっと難しいかなというふうに、それは難しいと言っているのですが、そういうことも考えて、ちょっと説明がくどくどしましたけれども、かなり議論があつて初めてできることではないかというふうに思っています。できないことはないと思いますが、するためには市民の納得も必要だということです。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 高速化は2年も前から私がずっと主張していましたので、今後の検討と思います。運賃の割引、一番下の2等割引だと867円安くなって4,000円が3,000円ぐらいになるわけです。そうすると、小木との違いがたくさんになる。国の法律によってその補てんができるかどうかお答えください。

○議長（金光英晴君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） お答えします。

今回の船舶建造につきましては、新潟・両津航路を就航する船の代替船ということでありまして、基本としましては両津・新潟航路の交流人口を拡大するという目的のためでございます。小木・直江津航路につきましては、昨日運行費の補てんの申請を県のほうでいたしております。これは新しい国の制度で、地域公共交通確保維持改善事業というものができまして、航路別に指定がされれば運航費の補助が2分の1

以内で受けられるということでもあります。これを受けながら、なおかつ島民割引制度というものも新設されておるようでございます。この辺が実はバスとの賃率の関係がありまして、実際に使えるかどうかという部分については検討が必要になりますけれども、この活用も念頭に置きながら現在市が行っております小木直江津航路運賃助成事業というものもありますので、こちらのほうも併用あるいは活用ということで格差の解消を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（金光英晴君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

日程第2 議案第98号、議案第99号

○議長（金光英晴君） 日程第2、議案第98号、議案第99号を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、提案議案の御説明をします。

議案第98号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例等の一部を改正するものであります。今回の改正は、東日本大震災に係る個人市民税、固定資産税の特例措置及び平成23年度税制改正等に伴う個人住民税における寄附金税額控除の拡大等について所要の改正を行うものであります。

続いて、議案第99号 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について。本案は、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合において、小千谷市が新たに非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務に加入し当該事務を共同処理するために、地方自治法第286条第1項の規定による新潟県市町村総合事務組合の規定を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

議案第98号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 主に震災関係のことで税条例の改正ということですが、過料の改正をしとありますが、従来3万円のものを10万円にということで、これは法律で定める上限の10万に合わせた理由はどうか。

それと、従来改正前、この10万円以前の法令に定める上限の過料は幾らになっておりましたか。それを今3万円にしたいわけですね。その点2点についてお聞きします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

今回の過料の改正につきましては、法律で規定する条例で定める過料の上限ということで10万となっておりますものから、3万円ということをして10万円に引き上げるということでありまして、2点目の上限というのが3万円だと、それを10万円に上げるということでございます。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 総務課長にお聞きしたいのですけれども、この過料はたしか平成13年ごろに5万円まで法令では最高が決められています。ただし、特別法律によるもの以外は5万円というふうになっているわけですが、税制上は3万円が従来も上限だったのでしょうか。それはおわかりですか。改正前は5万円がたしか上限だと思うのです。それを3万円に市の条例では抑えている。今回国が法を改正して、上限の10万円まで一気に上げるわけです。しかもそれを上げたおまけに、従来もありましたが、3万円のときも長の情状を認めているわけです。今回一気に10万円に上げて、かつ条文を追加して市長の情状を認めるわけですか。この辺の関係についてちょっと余りにも一気に上がり過ぎるのではないかと、それなりの理由があるのではないかとということをお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

地方税法の規定のほうでは多分3万円だったというふうに思いますけれども、自治法との関係の14条でいきますと白杵議員が言いますように5万円以下の過料を有するものの規定を設けることができるという自治法と税法の違いの部分だというふうに思います。今回入湯税の関係の部分につきましては、罰金ということで税法のほうの関係の適用を受けることはできないということで、今回入湯税の関係につきまして見送っておりますが、これについては検察庁のほうと協議が必要ということでありまして、5万円につきましては地方自治法の14条で規定しております5万円の過料のことだというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） そうすると3万円から10万円に上限を上げて、その範囲内で従来は3万円以内で市長が情状酌量ができるわけです。今回10万円まで一気に引き上げて、かつそれを情状酌量を認めるという条例の改正案になっているわけです。この辺にちょっと私疑問を感じるのですが、一気に10万円まで上げんでもいいのではないかと、私は個人的には思っておるのですが、その辺はただ単純に国の法律が変わったから条例もそこまで持っていくのだという、こういう考え方で今回出したのかお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

今回地方税法の関係で、第22条の関係で秘密漏えいのようなものも皆変わっております。今までですと2年以下の懲役もしくは30万というようなことがありましたが、それにつきましても100万円というような置きかえになっておりまして、国の法律で決めるような基準に合わせてほかの過料についても同じような水準で見直したということです。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第98号及び議案第99号は、お手元に配付してあります議案追加付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（金光英晴君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

最終日、8日金曜日は午後2時から開会します。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時52分 散会